

放送法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（第一条関係）	1
○放送法（第二条関係）	10
○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（第三条関係）	145
○電波法（第四条関係）	192
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第五条関係）	243
○工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）（附則第十五条関係）	254
○災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（附則第十六条関係）	255
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第十六条関係）	256
○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）（附則第十七条関係）	257
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第十八条関係）	258
○地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）（附則第十九条関係）	266
○土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）（附則第二十条関係）	270

○日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）（附則第二十一条関係）	271
○有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（附則第二十二条関係）	272
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二十三条関係）	274
○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第二十四条関係）	275
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第二十五条関係）	277
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十七条関係）	279
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十八条関係）	280
○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（附則第三十条関係）	284
○電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（附則第三十一条関係）	287
○身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）（附則第三十二条関係）	292
○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（附則第三十三条関係）	294
○独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（附則第三十四条関係）	295
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百十一号）（附則第三十五条関係）	297

○放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）（附則第三十六條關係）	．．．．．	299
○電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）（附則第三十七條關係）	．．．．．	301
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第三十八條關係）	．．．．．	302
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十 一号）（附則第三十九條關係）	．．．．．	306
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第四十條關係）	．．．．．	307
○放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）（附則第四十一條關係）	．．．．．	309
○電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）（附則第四十二條關係）	．．．．．	310
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第四十三條關係）	．．．．．	311

改 正 案	現 行
（放送番組審議機関） 第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。 2 （略） 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。 4 （略） 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。 一 前項の規定により講じた措置の内容 二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じた答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要 二 第四項の規定により講じた措置の内容 7 第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行	（放送番組審議機関） 第三条の四 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 4 （同上） 5 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 6 （同上） 一 （同上） 二 （同上）

う放送事業者に対する第三項、第五項及び前項の規定の適用については、第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、第五項及び前項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

(経営委員会の権限等)

第十四条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一・二 (略)

2 経営委員会は、その職務の執行を委員又は会長に委任することができない。

3 (略)

4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ(役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。)及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(経営委員会の組織)

第十五条 経営委員会は、委員十二人及び会長をもつて組織する。

2・4 (略)

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(経営委員会の権限等)

第十四条 (同上)

一・二 (同上)

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。

3 (同上)

(経営委員会の組織)

第十五条 経営委員会は、委員十二人をもつて組織する。

2・4 (同上)

(委員の任命) 第十六条 (略)	(委員の任命) 第十六条 (同上)
2 (略) 3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。	2 (同上) 3 (同上)
一、四 (略) 五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者	一、四 (同上) 五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)
六・七 (略) 4 (略)	六・七 (同上) 4 (同上)
(経営委員会の運営) 第二十二条の二 (略) 2・3 (略)	(経営委員会の運営) 第二十二条の二 (同上) 2・3 (同上)
4 (略)	4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。 5 (同上)
(議決の方法) 第二十三条 (略) 2 経営委員会の議事は、別に規定するもののほか、出席者の過半	(議決の方法等) 第二十三条 (同上) 2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席委員の過半

数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(監査委員会の設置等)

第二十三条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4 会長、副会長及び理事の任命については、第十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者（受託放送事業者を除く。）、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と読み替えるものとする。

第二十九条 (略)

2 前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過

数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(監査委員会の設置等)

第二十三条の三 (同上)

2・3 (同上)

第二十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 会長、副会長及び理事の任命については、第十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者（受託放送事業者を除く。）、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十九条 (同上)

半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

- 3| 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任に堪えないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(放送番組の編集等)

第四十四条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たつては、第三条の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 三 (略)

- 2 (略)

3 第三条の二第二項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第三条の四第七項の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

- 4・5 (略)

(認定)

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者(委託国内放送業務を行う場合における協会を除く。)は、次の各号のいずれにも適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 四 (略)

五 当該業務を行おうとする者が次のイからヌまでのいずれにも

- 2| 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(放送番組の編集等)

第四十四条 (同上)

- 一 三 (同上)

- 2 (同上)

3 第三条の二第二項の規定は、協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について準用する。

- 4・5 (同上)

(認定)

第五十二条の十三 (同上)

- 一 四 (同上)

五 (同上)

該当しないこと。

イ・ト (略)

チ 電波法第七十六条第四項第三号の規定により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限る。）を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ・ヌ (略)

2・3 (略)

第五十二条の二十四 (略)

2 総務大臣は、委託放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一・三 (略)

四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電波法第七十六条第四項の規定により取り消されたとき。

五・六 (略)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項、第三条の四第七項及び第六条の二を除く。）及び第三章の規定を適用する場合には、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第

イ・ト (同上)

チ 電波法第七十六条第三項第三号の規定により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限る。）を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ・ヌ (同上)

2・3 (同上)

第五十二条の二十四 (同上)

2 (同上)

一・三 (同上)

四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電波法第七十六条第三項の規定により取り消されたとき。

五・六 (同上)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二を除く。）及び第三章の規定を適用する場合には、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」と

三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の四第七項、第三条の五、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。）」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わなければならない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じ」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせることをいう」と、同条第二項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第五項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の六の二第一項中「当該有料放送」とあるのは「当該役務に係る放送」と、第五十二条の八第一項中

あるのは「放送の委託に」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。）」と、同条、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じ」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせることをいう」と、同条第二項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第五項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の六の二第一項中「当該有料放送」とあるのは「当該役務に係る放送」と、第五十二条の八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号までに

「電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロ」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号イからハまで」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」とあるのは「同号ニ」と、同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項の規定にかかわらず」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号ニ）」と読み替えるものとする。

2 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、第三条の三第二項、第三条の四第七項及び第六条の二の規定を適用する場合において、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の四第七項中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「ををする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

（認定）

第五十二条の三十 （略）

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一、四 （略）

掲げる者又は同条第四項第三号ロ」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号イからハまで」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」とあるのは「同号ニ」と、同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項の規定にかかわらず」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号ニ）」と読み替えるものとする。

2 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する場合において、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「ををする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

（認定）

第五十二条の三十 （同上）

2 （同上）

一、四 （同上）

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。 イ ホ (略) ヘ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 ト (略) チ 電波法第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 リ (略) 三・四 (略) (意見の聴取) 第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第五号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。 二 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号(第五号を除く。)の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。 三 (略)	
五 (同上) イ ホ (同上) ヘ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第三項(第四号を除く。)若しくは第四項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 ト (同上) チ 電波法第七十六条第五項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者 リ (同上) 三・四 (同上) (意見の聴取) 第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第五号及び第六号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。 二 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第一号から第四号までの規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。 三 (同上)	

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 放送番組の編集等に関する通則（第三条―第十四条）

第三章 日本放送協会

第一節 通則（第十五条―第十九条）

第二節 業務（第二十条―第二十七条）

第三節 経営委員会（第二十八条―第四十一条）

第四節 監査委員会（第四十二条―第四十八条）

第五節 役員及び職員（第四十九条―第六十三条）

第六節 受信料等（第六十四条―第六十七条）

第七節 財務及び会計（第六十八条―第八十条）

第八節 放送番組の編集等に関する特例（第八十一条―第八十四条）

第九節 雑則（第八十五条―第八十七条）

第四章 放送大学学園（第八十八条―第九十条）

第五章 基幹放送

第一節 通則（第九十一条・第九十二条）

現 行

目次

第一章 総則（第一条―第二条の二）

第一章の二 放送番組の編集等に関する通則（第三条―第六条の二）

第二章 日本放送協会

第一節 通則（第七条―第八条の四）

第二節 業務（第九条―第十二条）

第三節 経営委員会（第十三条―第二十三条の二）

第四節 監査委員会（第二十三条の三―第二十三条の九）

第五節 役員及び職員（第二十四条―第三十一条）

第六節 受信料等（第三十二条―第三十五条）

第七節 財務及び会計（第三十六条―第四十三条）

第八節 放送番組の編集等に関する特例（第四十四条―第四十六条）

第九節 雑則（第四十七条―第五十条）

第二章の二 放送大学学園（第五十条の二―第五十条の四）

第三章 一般放送事業者（第五十一条―第五十二条の八）

第三章の二 受託放送事業者（第五十二条の九―第五十二条の十二）

第三章の三 委託放送事業者（第五十二条の十三―第五十二条の二十八）

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等（第九十三条―第一百五条）

第二款 業務（第一百六条―第一百六条）

第三節 基幹放送局提供事業者（第一百七条―第二百二十五条）

第六章 一般放送

第一節 登録等（第二百二十六条―第三百三十五条）

第二節 業務（第三百三十六条―第四百六六条）

第七章 有料放送（第四百七条―第五百七条）

第八章 認定放送持株会社（第五百八条―第六六六条）

第九章 放送番組センター（第六六七条―第七七十三条）

第十章 雑則（第七七十四条―第八十二条）

第十一章 罰則（第八十三条―第九十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

第三章の四 認定放送持株会社（第五十二条の二十九―第五十二条の三十七）

第四章 放送番組センター（第五十三条―第五十三条の七）

第五章 雑則（第五十三条の八―第五十三条の十三）

第六章 罰則（第五十四条―第五十九条）

附則

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 （同上）
- 二 （同上）

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の發達に資するようにすること。

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に關しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電氣通信(電氣通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電氣通信をいう。)の送信(他人の電氣通信設備(同条第二号に規定する電氣通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)をいう。

二 「基幹放送」とは、電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協定会國際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放

三 (同上)

(定義)

第二条 (同上)

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

一の二 「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送であつて、受託国内放送以外のものをいう。

一の三 「受託国内放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送をする無線局により行われるものをいう。

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び受託協定会國際衛星放送以外のものをいう。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向け

送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二 「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

十三 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。

十四 「移動受信信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて

の放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の三 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送をいう。

二の二の四 「受託協会国際放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

二の二の五 「受託内外放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

二の二の六 「移動受信信用地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする放送であつて、

、衛星基幹放送以外のものをいう。

十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。

十六 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送をいう。

十七 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。）であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行ふ放送でないものをいう。

十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

十九 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないものをいう。

二十 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

人工衛星の無線局以外の無線局により行われるものをいう。

二の三
（同上）

二の四
（同上）

二の五
（同上）

二の六
（同上）

三
（同上）

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

三の二 「放送事業者」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局（受信障害対策中継放送（同法第五十条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の免許を受けた者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会をいう。

三の三 「一般放送事業者」とは、協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）以外の放送事業者をいう。

三の四 「受託放送事業者」とは、電波法の規定により受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送（以下「受託放送」と総称する。）をする無線局の免許を受けた者をいう。

三の五 「委託放送事業者」とは、委託放送業務（電波法の規定

二十七 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

二十八 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

二十九 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

により受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務をいう。以下同じ。）に關し、第五十二条の十三第一項の認定を受けた者をいう。

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四 「放送番組」とは、放送をする事項（その放送が受託放送であるときは、委託して放送をさせる事項）の種類、内容、分量及び配列をいう。

五 （同上）

六 （同上）

（放送普及基本計画）

第二条の二 総務大臣は、放送（委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第七号、第九号第一項第三号、第二項第二号、第七号及び第八号並びに第六項、第三十四条第一項、第五十二条の十三第一項第四号並びに第五十三条第一項において同じ。）の計

画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2| 放送普及基本計画には、放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあつてはこれらの放送を行う放送局の置局及び委託放送業務とし、受託協会国際放送（電波法の規定による免許を受ける無線局により行われるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては受託協会国際放送を行う放送局の置局及び委託協会国際放送業務とする。）に関し、次の事項を定めるものとする。

一 放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をするこ
とができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することによ
り、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有
されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健
全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送（協会の委託により行われる受託国内放送を含む
。第三十二条第一項本文において同じ。）[。]、学園の放送又は一
般放送事業者の放送（協会の委託により行う受託国内放送を除
く。）の区分、国内放送、受託国内放送、国際放送、中継国際
放送、受託協会国際放送又は受託内外放送の区分、中波放送、
超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分
その他の総務省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の
放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（
以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に
行うことのできる放送局の総体をいう。以下この号において同
じ。）の数（受託放送に係る放送対象地域にあつては、放送系

により放送することのできる放送番組の数）の目標

3| 放送普及基本計画は、第九条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第七条第三項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4| 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、放送普及基本計画を変更することができる。

5| 総務大臣は、放送普及基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6| 放送事業者（受託放送事業者（人工衛星の無線局の免許を受けた者に限る。）、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。

第一章の二（同上）

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送の放送番組の編集等）

第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

第二章 放送番組の編集等に関する通則

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2| 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(番組基準)

第五条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

2| 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。

3| 放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たっては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようになければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようになければならない。

4| 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(番組基準)

第三条の三 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする

道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答えし、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

- 一 前項の規定により講じた措置の内容
- 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第三条の四 （同上）

2 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

5 （同上）

- 一 （同上）
- 二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- 三 （同上）

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映

させるようにするため審議機関の機能の活用努めるとともに、
総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表し
なければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業
者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

6 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

7 第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行
う放送事業者に対する第三項、第五項及び前項の規定の適用につ
いては、第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあ
るのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別
の基準」と、第五項及び前項中「次の各号に掲げる事項」とある
のは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組
の種別ごとの放送時間」とする。

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送に
よる基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあ
つては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織す
る。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちか
ら、当該放送事業者が委嘱する。

3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場
合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合におい
ては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送
事業者が共同して行う。

一 当該放送事業者のうちに第百六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。

二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。

イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

三 当該放送事業者のうちに二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。

イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の

三分の二以上に当たること。

ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

(番組基準等の規定の適用除外)

第八条 前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(総務省令で定めるものに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

(訂正放送等)

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならぬ。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(放送番組の保存)

(番組基準等の規定の適用除外)

第三条の五 前二条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(総務省令で定めるものに限る。)のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

(訂正放送等)

第四条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(放送番組の保存)

第十条 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間（前条第一

項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。

（再放送）

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（広告放送の識別のための措置）

第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。

（候補者放送）

第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

（内外放送の放送番組の編集）

第五条 （同上）

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。）又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号又は第百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第三章 日本放送協会

（再放送）

第六条 放送事業者は、他の放送事業者（受託放送事業者を除く。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。）の同意を得なければ、その放送（委託して行わせるものを含む。）又は電気通信役務利用放送（同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。）を受信し、これらを再放送してはならない。

（災害の場合の放送）

第六条の二 放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第二章 （同上）

第一節 通則

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(法人格)

第十六条 協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

(事務所)

第十七条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十八条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び会計に関する事項

第一節 (同上)

(目的)

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第八条 協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

(事務所)

第八条の二 (同上)

2 (同上)

(定款)

第八条の三 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

- 五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 放送債券の発行に関する事項
- 八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第十九条 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 業務

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる

- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)

2 (同上)

(登記)

第八条の四 (同上)

2 (同上)

第二節 (同上)

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

二 テレビジョン放送による委託放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させるもの

衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

- 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
- 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。
- 五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

に限る。以下「委託国内放送業務」という。）を行うこと。

- 三 （同上）
- 四 （同上）
- 五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うこと。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。）。

三 （同上）

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。

五 （同上）

六	多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。	六 (同上)
七	委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。	七 (同上)
八	前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。	八 (同上)
3	協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。 一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。 二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。	3 (同上) 一 (同上) 二 (同上)
4	協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。	4 (同上)
5	協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。	5 (同上)
6	協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成	6 (同上)

果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

9 協会は、第二項第二号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であっても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8 (同上)

9 (同上)

10 (同上)

11 協会は、放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であっても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

い。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第二十二條 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十條第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び第百四十條第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十條第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

一 （同上）

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 （同上）

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）

第九条の二の二 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第九条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者その他第九条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(業務の委託)

第二十三条 協会は、第二十一条第二項の場合のほか、第二十条第一項の業務又は第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の規定によりその行う業務（次項において「第二十条第一項の業務等」という。）については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第二十条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

3 協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(基幹放送業務の認定の特例)

第二十四条 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件（第四号、第五号及び第六号（イからハまでに係る部分に限る。）を除く。）とする。」とする。

(業務の委託)

第九条の三 協会は、第九条の二第二項の場合のほか、第九条第一項の業務又は第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定によりその行う業務（次項において「第九条第一項の業務等」という。）については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第九条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

3 (同上)

(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施)

第九条の四 協会は、電波法の規定により受託国内放送又は受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者に委託して委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行おうとする場合には、第五十二条の十三第一項第一号、第二号及び第五号（二から又までに

係る部分に限る。」に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 第五十二条の十三第二項及び第三項の規定は前項の認定の申請について、第五十二条の十四の規定は同項の認定について、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七、第五十二条の十九及び第五十二条の二十一から第五十二条の二十六までの規定は前項の認定を受けた協会について準用する。この場合において、第五十二条の十五第一項、第五十二条の二十一、第五十二条の二十二及び第五十二条の二十四第二項第二号中「第五十二条の十三第一項の認定」とあるのは「第九条の四第一項の認定」と、第五十二条の十七第二項第一号中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四中「委託放送業務」とあるのは「第九条の四第一項の認定を受けた委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」と、第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定により第九条の四第一項の認定を受けた委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の廃止の認可をしたとき」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えるものとする。

第九条の五 協会は、受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して委託協会国際放送業務を開始したときは、遅滞なく、委託して放送をさせる区域、委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）その他総務省令で定め

（協会国際衛星放送の実施）

第二十五条 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

る事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 （同上）

第十一条 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会について第四条第一項及び第二項並びに第六条の規定を適用する場合においては、第四条第一項中「したという」と

(苦情処理)

第二十七条 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第三節 経営委員会

(経営委員会の設置)

第二十八条 協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

あるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と読み替えるものとする。

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第十二条 (同上)

第三節 (同上)

(経営委員会の設置)

第十三条 (同上)

(経営委員会の権限等)

第十四条 (同上)

一 次に掲げる事項の議決	
イ 協会の経営に関する基本方針	
ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項	
ハ 協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備	
(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
(3) 損失の危険の管理に関する体制	
(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制	
(7) 経営委員会の事務局に関する体制	
ニ 収支予算、事業計画及び資金計画	
ホ 第七十二条第一項の業務報告書及び第七十四条第一項に規定する財務諸表	
ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）	
ト テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われ	

一 (同上)	
イ (同上)	
ロ (同上)	
ハ (同上)	
(1) (同上)	
(2) (同上)	
(3) (同上)	
(4) (同上)	
(5) (同上)	
(6) (同上)	
(7) (同上)	
ニ (同上)	
ホ 第三十八条第一項の業務報告書及び第四十条第一項に規定する財務諸表	
ヘ (同上)	
ト 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止	

れる衛星基幹放送に限る。）及び協会国際衛星放送の開始、
休止及び廃止

チ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画
リ 定款の変更

ヌ 第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ル 放送債券の発行及び借入金 of 借入れ

ヲ 土地の信託

ワ 第二十条第九項に規定する基準

カ 第二十一条第二項及び第二十三条第一項に規定する基準

ヨ 第二十六条第一項に規定する基準及び方法

タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条
に規定する服務に関する準則

レ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを
問わずこれに類するものを含む。）

ソ 収支予算に基づき議決を必要とする事項

ツ 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項

ネ 外国放送事業者及びその団体との協力に関する基本事項

ナ 第二十条第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結
及び変更

ラ 第二十条第十項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ム 第二十二條の総務大臣の認可を受けて行う出資

ウ 第八十五条第一項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備
の譲渡等

キ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設

チ （同上）
リ （同上）

ヌ 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ル （同上）

ヲ （同上）

ワ 第九条第九項に規定する基準

カ 第九条の二第二項及び第九条の三第一項に規定する基準

ヨ 第十条第一項に規定する基準及び方法

タ 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条
の三に規定する服務に関する準則

レ （同上）

ソ （同上）

ツ （同上）

ネ 外国放送事業者及び外国有線放送事業者並びにそれらの団
体との協力に関する基本事項

ナ 第九条第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及
び変更

ラ 第九条第十項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ム 第九条の二の二の総務大臣の認可を受けて行う出資

ウ 第四十七条第一項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備
の譲渡等

キ （同上）

置する組織の委員の委嘱

ノ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

二 役員の職務の執行の監督

2 経営委員会は、その職務の執行を委員又は会長に委任することができない。

3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取するものとする。

4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ（役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。）及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（経営委員会の組織）

第三十条 経営委員会は、委員十二人及び会長をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員

ノ （同上）

二 （同上）

2 （同上）

3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取するものとする。

4 （同上）

（経営委員会の組織）

第十五条 （同上）

2 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

5 （同上）

長が決する。

(委員の任命)

第三十一条 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）
- 四 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）
- 五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（い

(委員の任命)

第十六条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

かなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

六 放送事業者、第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、第百六十条に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員

4 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の権限等)

第三十二条 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。

2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

(任期)

第三十三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

六 放送事業者（受託放送事業者を除く。）、電気通信役務利用

放送事業者、第五十二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 (同上)

4 (同上)

(委員の権限等)

第十六条の二 (同上)

2 (同上)

(任期)

第十七条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(退職)

第三十四条 委員は、第三十一条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかったときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第三十五条 内閣総理大臣は、委員が第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第三十七条 委員は、前二条の場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

2 (同上)

3 委員は、任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(退職)

第十八条 委員は、第十六条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかったときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第十九条 内閣総理大臣は、委員が第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

2 (同上)

第二十一条 委員は、前二条の場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

(委員の兼職禁止)

第三十八条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(経営委員会の運営)

第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

(議決の方法)

第四十条 経営委員会は、委員長又は第三十条第四項に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するもののほか、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の兼職禁止)

第二十二条 (同上)

(経営委員会の運営)

第二十二条の二 (同上)

2 (同上)

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第十二条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 (同上)

(議決の方法)

第二十三条 経営委員会は、委員長又は第十五条第四項に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 (同上)

(議事録の公表)

第二十三条の二 (同上)

第四節 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第四十二条 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(監査委員会の権限)

第四十三条 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

第四十四条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調

第四節 (同上)

(監査委員会の設置等)

第二十三条の三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

(監査委員会の権限)

第二十三条の四 (同上)

(監査委員会による調査)

第二十三条の五 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

第四十五条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員の行為の差止め)

第四十六条 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監査委員会の招集)

第四十七条 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

第四十八条 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。
- 3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(経営委員会への報告義務)

第二十三条の六 (同上)

(監査委員による役員の行為の差止め)

第二十三条の七 (同上)

(監査委員会の招集)

第二十三条の八 (同上)

(監査委員会の議決の方法等)

第二十三条の九 (同上)

- 2 (同上)
- 3 (同上)

4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第五節 役員及び職員

(役員)

第四十九条 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。

(理事会)

第五十条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(会長等)

第五十一条 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれの

4 (同上)

第五節 (同上)

(役員)

第二十四条 (同上)

(理事会)

第二十五条 (同上)

2 (同上)

(会長等)

第二十六条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

ある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

第五十二条 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当たつては、経営委員会は、委員九人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 会長、副会長及び理事の任命については、第三十一条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者」第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、第百六十条に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と読み替えるものとする。

第五十三条 会長及び副会長の任期は三年、理事の任期は二年とする。

2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第五十四条 経営委員会又は会長は、それぞれ第五十二条第一項から第三項までの規定により任命した役員が同条第四項において準用する第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がそ

第二十七条 (同上)

2 前項の任命に当たつては、経営委員会は、委員九人以上の多数による議決によらなければならない。

3 (同上)

4 会長、副会長及び理事の任命については、第十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者」(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは、「新聞社」と読み替えるものとする。

第二十八条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

第二十八条の二 経営委員会又は会長は、それぞれ第二十七条第一項から第三項までの規定により任命した役員が同条第四項において準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がそ

の構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任に堪えないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(会長等の代表権の制限)

第五十六条 会長、副会長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(仮理事)

第五十七条 会長、副会長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

その構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

第二十九条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(会長等の代表権の制限)

第二十九条の二 (同上)

(仮理事)

第二十九条の三 (同上)

(利益相反行為)

第五十八条 協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄)

第五十九条 仮理事又は特別代理人の選任に関する事件は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(会長等の兼職禁止)

第六十条 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第五十二条第一項に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第六十条に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(給与等の支給の基準)

第六十一条 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(利益相反行為)

第二十九条の四 (同上)

(仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄)

第二十九条の五 (同上)

(会長等の兼職禁止)

第三十条 (同上)

2 会長、副会長及び理事は、放送事業(受託放送事業を除く。)、電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(給与等の支給の基準)

第三十条の二 (同上)

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第六十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

(服務に関する準則)

第三十条の三 (同上)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十一条 (同上)

第六節 (同上)

(受信契約及び受信料)

第三十二条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。以下この項における委託放送事項について同じ。）その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。

2 (同上)

3 (同上)

4 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

5 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場

場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

第六十六条 総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

第七節 財務及び会計

(事業年度)

第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

(企業会計原則)

合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

第三十四条 (同上)

2 (同上)

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でなければならない。

第七節 (同上)

(事業年度)

第三十六条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

(企業会計原則)

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項

第三十六条の二 （同上）

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第三十七条 （同上）

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第三十二条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第三十七条の二 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四

に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。

3 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

(業務報告書の提出等)

第七十二条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(支出の制限等)

第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

項に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。

3 (同上)

(業務報告書の提出等)

第三十八条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(支出の制限等)

第三十九条 協会の収入は、第九条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、第二十条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(財務諸表の提出等)

第七十四条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

4 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第七十六条 会計監査人は、経営委員会が任命する。

2 協会は、第九条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(財務諸表の提出等)

第四十条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

(会計監査人の監査)

第四十条の二 (同上)

(会計監査人の任命)

第四十条の三 (同上)

2 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。	2 （同上）
3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者 二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの	3 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上）
（会計監査人の権限等） 第七十七条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。	（会計監査人の権限等） 第四十条の四 （同上）
2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	2 （同上）
3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。	3 （同上）
4 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならぬ。	4 （同上）
5 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査す	5 （同上）

るため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

第七十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第七十四条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

(会計検査院の検査)

第七十九条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債券)

第八十条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍を超えることができない。

3 協会は、発行済みの放送債券の借換えのため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日（数回に分けて払込みをさせるときは、第一回の払込みの期日）から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならぬ。

4 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却

(会計監査人の任期)

第四十条の五 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第四十条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

(会計検査院の検査)

第四十一条 (同上)

(放送債券)

第四十二条 (同上)

2 前項の放送債券の発行額は、会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍をこえることができない。

3 (同上)

4 (同上)

積立金として積み立てなければならない。

5 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

6 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

8 前各項に定めるもののほか、放送債券に関し必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の社債に関する規定を準用する。

第八節 放送番組の編集等に関する特例

（放送番組の編集等）

第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

5 （同上）

6 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 （同上）

8 （同上）

第四十三条 削除

第八節 放送番組の編集等に関する特例

（放送番組の編集等）

第四十四条 協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託に当たっては、第三条の二第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するよう
にすること。

三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。

3 第六条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第七十条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようしなければならない。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、

第一百条、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国

二 (同上)

三 (同上)

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。

3 第三条の二第二項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第三条の四第七項の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようしなければならない。

の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

(放送番組審議会)

第八十二条 協会は、第六条第一項（前条第六項において準用する場合を含む。）の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送及び協会国際衛星放送（以下この条において「国際放送等」という。）に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。

2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

3 中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上、国際審議会は委員十人以上をもつて組織する。

4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

6 第六条第二項（前条第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。）の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内基幹放送に係る第六条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る同条第三項に規定するもの及び

(放送番組審議会)

第四十四条の二 協会は、第三条の四第一項の審議機関として、国内放送及び受託国内放送（以下この条において「国内放送等」という。）に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送及び受託協会国際放送（以下この条において「国際放送等」という。）に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

5 (同上)

6 第三条の四第二項の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内放送等に係る同条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る第三条の四第三項に規定するもの及び国際放送等の放送番組に係るものとする。

び国際放送等の放送番組に係るものとする。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

8 第六条第二項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内基幹放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

(広告放送の禁止)

第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

7 (同上)

8 第三条の四第二項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内放送等の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

(候補者放送)

第四十五条 協会がその設備又は受託放送事業者の設備により、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同等の条件で放送をさせなければならない。

(広告放送等の禁止)

第四十六条 (同上)

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、且つ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

3 前二項の規定は、協会が委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合に準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」

〔放送番組の編集等に関する通則等の適用〕

第八十四条 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第一百条及び第九十九条の規定は、協会については、適用しない。

第九節 雑則

（放送設備の譲渡等の制限）

第八十五条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問わず、これを他人の支配に属させることができない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならない。ただし、協会が第二十条第二項第六号又は第三項第一号の業務を行う場合については、この限りでない。

（放送の休止及び廃止）

第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上（協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上）休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第九節 （同上）

（放送設備の譲渡等の制限）

第四十七条 （同上）

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならない。ただし、協会が第九条第二項第六号又は第三項第一号の業務を行う場合については、この限りでない。

（放送等の休止及び廃止）

第四十八条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合については、第百五条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第百八十六条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(解散)

第百八十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

2 協会が解散した場合には、協会の残余財産は、国に帰属する。

第四章 放送大学学園

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の廃止又は休止について準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「十二時間以上（委託協会国際放送業務にあつては、二十四時間以上）」と読み替えるものとする。

第四十九条 削除

(解散)

第五十条 (同上)

2 (同上)

第二章の二 (同上)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十条の二 第三条の二第二項、第三条の三、第三条の四、第六条の二、第五十二条の十三第一項第五号（イからハまでに係る部分に限る。）、第五十二条の十五第二項、第五十二条の十八第一項、第五十二条の二十及び第五十二条の二十八の規定は、学園には、適用しない。

2 委託放送業務を行う場合における学園について第三条の二第一

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第八十八条 第五條から第八條まで、第十二條、第十三條、第九十三條第一項第六号（イからハまでに係る部分に限る。）、第九十

項、第三項及び第四項、第四條第一項及び第二項、第六條並びに第五十二條の二十六の規定（次項に規定する場合にあつては、第三條の二第一項、第三項及び第四項の規定を除く。）を適用する場合においては、第三條の二第一項、第三項及び第四項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同條第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第四條第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と、同條第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第五十二條の二十六中「第五十二條の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第五十條の第三項において準用する同條第一項の規定により委託放送業務の廃止の認可をしたとき」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えるものとする。

3

受託内外放送を委託して行わせる場合における学園については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三條の二第一項、第三項及び第四項の規定を適用する。この場合において、同條第一項、第三項及び第四項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同條第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と読み替えるものとする。

五条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百六条第一項及び第一百七条から第九十九条までの規定は、学園については、適用しない。

（放送の休止及び廃止）

第八十九条 学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた学園の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合には、第百五条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第百条の規定による業務の廃止の認可をした」と、第百八十九条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（広告放送の禁止）

第九十条 学園は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

（放送等の休止及び廃止）

第五十条の三 学園は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該委託放送業務の廃止又は休止について準用する。

（広告放送等の禁止）

第五十条の四 （同上）

2 （同上）

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合について準用

する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第三章 一般放送事業者

(放送番組審議機関)

第五十一条 一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該一般放送事業者が委嘱する。

3 一の一般放送事業者（第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）と他の一般放送事業者の放送区域等とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の三分の二以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域等の区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う。

（広告放送の識別のための措置）

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようになければならない。

（候補者放送）

第五十二条 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者の設備を通じ、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなにかかわらず、同等の条件で放送をさせなければならない。

（学校向け放送における広告の制限）

第五十二条の二 一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

（放送番組の供給に関する協定の制限）

第五十二条の三 一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

（有料放送）

第五十二条の四 有料放送（契約により、その放送を受信すること

のできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬ。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

2| 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件（料金を除く。）について契約約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

3| 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一| 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

二| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4| 第二項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、総務大臣が標準契約約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、有料放送事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を総務大臣に届け出たときは、その契約約款については

、同項の認可を受けたものとみなす。

5 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件（料金を除く。）について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

6 有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た料金及び第二項の認可を受けた契約約款又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において「認可契約約款等」という。）以外の提供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはならない。

7 有料放送事業者は、認可契約約款等を国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

第五十二条の五 何人も、認可契約約款等に基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない。

第五十二条の六 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しその有料放送の役務の提供を拒んではならない。

（有料放送管理業務の届出）

第五十二条の六の二 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行うおうとする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

第五十二条の六の三 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した

法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（業務の廃止等の届出）

第五十二条の六の四 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（有料放送管理業務の実施に係る義務）

第五十二条の六の五 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（変更命令等）

第五十二条の七 総務大臣は、第五十二条の四第二項の認可を受けた契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、国内受信者の利益を阻害しているとき、有料放送事業者に対し、当該契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2| 総務大臣は、第五十二条の四第一項の規定により届け出た有料放送の役務の料金又は同条第五項の規定により届け出た契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該料金又は契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

3| 総務大臣は、有料放送管理者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第五十二条の八 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五十二条の三十二第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者（以下この条において「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 人工衛星の無線局により放送を行う場合又は移動受信用地上

放送をする場合（いずれも次号に掲げる場合を除く。） 電波法第五条第四項第二号に定める事由

二 受託放送事業者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由

三 前二号に掲げる場合以外の場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 前項の一般放送事業者は、社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等有する株式のすべてについて社債等振替法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号に掲げる者により同号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号に掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者及び移動受信用地上放送を行う一般放送事業者を除く。）が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又

は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

4| 第一項の一般放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

第三章の二 受託放送事業者

（役務の提供義務等）

第五十二条の九 受託放送事業者は、委託放送事業者又は委託国内放送業務若しくは委託協会国際放送業務を行う場合における協会（以下「委託放送事業者等」という。）から、その放送番組について、当該委託放送事業者等に係る第五十二条の十四第二項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の認定証に記載された第五十二条の十四第三項第三号から第六号までに掲げる事項（次項において「認定証記載事項」という。）に従った放送の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではない。

2| 受託放送事業者は、委託放送事業者及び委託国内放送業務若しくは委託協会国際放送業務を行う場合における協会以外の者から放送番組の放送の委託の申込みを受けたとき、又は委託放送事業者等から、その放送番組について、認定証記載事項に従わない放

送の委託の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

（役務の提供条件）

第五十二条の十 受託放送事業者は、委託放送事業者等の委託によりその放送番組を放送する役務（以下「受託放送役務」という。）の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託放送事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により受託放送役務を提供してはならない。

（変更命令）

第五十二条の十一 総務大臣は、受託放送事業者が前条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による受託放送役務の提供が委託放送業務又は第九条の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務の運営を阻害していると認めるときは、当該受託放送事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者等に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除、受託放送役務の提供の停止並びに受託放送事業者及び委託放送事業者等の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

三 委託放送事業者等に不当な義務を課するものであること。

第五章 基幹放送

第一節 通則

(基幹放送普及計画)

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができただけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に

（放送番組の編集等）

第五十二条の十二 第一章の二及び前章（第五十二条の八を除く。）の規定は、受託放送事業者には、適用しない。

第三章の三 委託放送事業者

行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3| 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4| 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

5| 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（基幹放送の受信に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

（認定）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。
ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあ

第五十二条の十三 委託放送業務を行おうとする者（委託国内放送業務を行う場合における協会を除く。）は、次の各号のいずれにも適合していることについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。

二 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

三 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致すること。

四 その認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五 当該業務を行おうとする者が次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

つては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの
(ニに該当する場合を除く。)

(1) イからハまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第三百三条第一項又は第四百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、そ

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

ホ この法律又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第六号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条第一項の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

の取消しの日から二年を経過しない者

又 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへから又までのいずれかに該当する者であるもの

2 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。

一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行す

チ 電波法第七十六条第四項第三号の規定により放送局の免許の取消し（この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して受けた同条第一項の規定による放送局の運用の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に係るものに限る。）を受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第二十七条の十五第一項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

又 法人又は団体であつて、その役員がホからリまでのいずれかに該当する者であるもの

る役員^一の地位を兼ねる者の数の当該の法人又は団体の役員^二の総数に占める割合が五分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該の法人又は団体との関係

3| 第一項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

4| 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

2| 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託して行わせる放送の種類

三 希望する委託の相手方

四 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては当該無線局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては当該移動受信用地上放送に関し希望する放送対象地域

五 委託して行わせる放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 委託放送事項

3| 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

5| 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

6| 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

一| 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

二| 放送対象地域

三| 基幹放送に係る周波数

2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

（指定事項及び認定証）

第五十二条の十四 前条第一項の認定は、次の事項を指定して行う。

一| 委託の相手方

二| 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては当該無線局に係る人工衛星の軌道又は位置、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては当該移動受信用地上放送に係る放送対象地域

三| 委託して行わせる放送に係る周波数

2 （同上）

3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。

- 一 認定の年月日及び認定の番号
- 二 認定を受けた者の氏名又は名称
- 三 基幹放送の種類
- 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
- 五 放送対象地域

- 六 基幹放送に係る周波数
- 七 放送事項

（業務の開始及び休止の届出）

第九十五条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

2 基幹放送の業務を一箇月以上休止するときは、認定基幹放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

（認定の更新）

第九十六条 第九十三条第一項の認定は、五年ごと（地上基幹放送

3 認定証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 委託して行わせる放送の種類
- 四 委託の相手方

五 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては当該無線局に係る人工衛星の軌道又は位置、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては当該移動受信用地上放送に係る放送対象地域

- 六 委託して行わせる放送に係る周波数
- 七 委託放送事項

（業務の開始及び休止の届出）

第五十二条の十五 委託放送事業者は、第五十二条の十三第一項の認定を受けたときは、遅滞なくその業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

2 委託放送業務を一箇月以上休止するときは、委託放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

（認定の更新）

第五十二条の十六 第五十二条の十三第一項の認定は、五年ごとに

の業務の認定にあつては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間（と）にその更新を受けなければ、その効力を失う。

2 総務大臣は、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項の更新の申請があつたときは、第九十三条第一項第四号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

（放送事項等の変更）

第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定基幹放送事業者の申請により、第九十四条第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

一 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌

その更新を受けなければ、その効力を失う。

2 総務大臣は、前項の更新の申請があつたときは、第五十二条の十三第一項第三号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

（委託放送事項等の変更）

第五十二条の十七 委託放送事業者は、委託放送事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託放送事業者の申請により、第五十二条の十四第一項各号に掲げる事項の指定を変更する。

一 委託放送事業者の委託の相手方（以下この項において「委託の相手方」という。）の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては、電波法の規定により、委託の相手方以外の者が当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送若しくは受託内外放送をする無線局の免許を受けたとき又は委託の相手方が当該委託に係る人

道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあっては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき

三 前二号に準ずるものとして総務省令で定めるとき。

(承継)

第九十八条 認定基幹放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、認定基幹放送事業者の地位を承継する。この場合においては、相続人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割（基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、

工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあっては、電波法の規定により委託の相手方以外の者が当該委託に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき受託国内放送をする無線局の免許を受けたとき若しくは委託の相手方が当該委託に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第二条の二第四項の規定により総務大臣が放送普及基本計画を変更した場合において当該委託に係る放送対象地域について変更があつたとき。

三 (同上)

(承継)

第五十二条の十八 委託放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、委託放送事業者の地位を承継する。この場合においては、相続人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 委託放送事業者が委託放送業務を行う事業を譲渡し、又は委託放送事業者たる法人が合併若しくは分割（委託放送業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認

総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。

3| 電波法第二十条第四項前段の規定の適用がある場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなす。同項後段の規定の適用がある場合において、特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合における当該譲渡人について、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合における当該譲受人についても、同様とする。

4| 前項の規定により受けたものとみなされた認定の有効期間は、当該認定に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

5| 電波法第二十条第五項の規定により合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が合併又は事業の譲渡に係る地上基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したときは、当該地上基幹放送の業務についての第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。

6| 第九十三条第一項の規定は、第二項及び第三項の認可に準用する。

(認定証の訂正)

可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

3| 第五十二条の十三第一項の規定は、前項の認可に準用する。

(認定証の訂正)

第九十九条 認定基幹放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

（業務の廃止）

第一百条 認定基幹放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第一百一条 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を廃止したときは、第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。

（認定証の返納）

第一百二条 第九十三条第一項の認定がその効力を失ったときは、認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

（認定の取消し等）

第一百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号ホに該当することとなつた場合において、同号ホに該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必

第五十二条の十九 委託放送事業者は、認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

（業務の廃止）

第五十二条の二十 委託放送事業者は、その業務を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第五十二条の二十一 委託放送事業者が委託放送業務を廃止したときは、第五十二条の十三第一項の認定は、その効力を失う。

（認定証の返納）

第五十二条の二十二 第五十二条の十三第一項の認定がその効力を失つたときは、委託放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。

二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。

三 第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

四 第七十四条の規定による命令に従わないとき。

五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

(認定の取消し等)

第五十二条の二十三 総務大臣は、委託放送事業者が第五十二条の十三第一項第五号（へを除く。）の規定に該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。

第五十二条の二十四 総務大臣は、委託放送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることができる。

2 総務大臣は、委託放送事業者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、その認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により第五十二条の十三第一項の認定又は第五十条の十七第一項の許可を受けたとき。

三 前項の規定による命令に従わないとき。

四 放送局の免許を受けている委託放送事業者がその免許を電波法第七十六条第四項の規定により取り消されたとき。

五 移動受信信用地上放送をする無線局に係る電波法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定を受けている委託放送事業者が同法第二十七条の十五第二項の規定により当該認定を取り消されたとき。

六 委託の相手方の放送局の免許がその効力を失ったとき。

第五十二条の二十五 総務大臣は、前二条の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその委託放送事業者に送付しなければならぬ。

(通知)

第百五条 総務大臣は、第百条の規定による業務の廃止の届出を受けたとき、又は第百三条第一項若しくは前条の規定による認定の取消し若しくは第百七十四条の規定による業務の停止の命令をしたときは、その旨を当該届出又は取消し若しくは命令に係る業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に通知するものとする。

(通知)

第五十二条の二十六 総務大臣は、第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき、又は第五十二条の二十三若しくは第五十二条の二十四第二項の規定による認定の取消し若しくは同条第一項の規定による業務の停止の命令をしたときは、その旨を当該届出又は取消し若しくは命令に係る委託放送事業者の委託の相手方に通知するものとする。

（受託内外放送の放送番組の編集）

第五十二条の二十七 委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たっては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならぬ。

（放送番組の編集等に関する通則等の適用）

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項、第三条の四第七項及び第六条の二を除く。）及び第三章の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の三第二項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の四第七項、第三条の五、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。）」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受

託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じ」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせることをいう」と、同条第二項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第五項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送を」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の六の二第一項中「当該有料放送」とあるのは「当該役務に係る放送」と、第五十二条の八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロ」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号イからハまで」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」とあるのは「同号ニ」と、同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項の規定にかかわらず」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号ニ）」と読み替えるものとする。

2| 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三条の二、第三条

第二款 業務

〔国内基幹放送等の放送番組の編集等〕

第百六条 基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送及び内外基幹放送（内外放送である基幹放送をいう。）（以下「国内基幹放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。

2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たっては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにならなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

の三第二項、第三条の四第七項及び第六条の二の規定を適用する。この場合において、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の四第七項中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第百七条 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六条の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

（災害の場合の放送）

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

（学校向け放送における広告の制限）

第百九条 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

（放送番組の供給に関する協定の制限）

第百十条 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

（設備の維持）

第百十一條 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二條 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

（重大事故の報告）

第百十三條 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 特定地上基幹放送事業者は、特定地上基幹放送局等設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞な

く、総務大臣に報告しなければならない。

（設備の改善命令）

第百十四条 総務大臣は、基幹放送設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、特定地上基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該特定地上基幹放送局等設備を改善すべきことを命ずることができる。

（設備に関する報告及び検査）

第百十五条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 総務大臣は、第百十二条、第百十三条第二項及び前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第百十六条 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。

第百二十五条第一項及び第百六十一条第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第六号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。）

からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第六号ニに定める事由

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送を行う認定基幹放送事業

者である場合 第九十三条第一項第六号ニ又はホに定める事由
三 当該基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者である場合

電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 前項の基幹放送事業者は、社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式のすべてについて社債等振替法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、第九十三条第一項第六号ホ(1)に掲げる者により同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(2)に掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

第三節 基幹放送局提供事業者

（提供義務等）

第百十七条 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者から、当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項（衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項において「認定証記載事項」と

いう。)に従った基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2| 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

(役務の提供条件)

第百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務(以下「放送局設備供給役務」という。)の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

(会計整理等)

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(次条第四号において「基幹放送局設備等」という。)を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表

しなければならない。

（変更命令）

第二百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第一百八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 放送局設備供給役務の料金が特定の認定基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

三 認定基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。

四 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備等を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

（設備の維持）

第二百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

（重大事故の報告）

第二百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（設備の改善命令）

第二百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備が第二百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。

（設備に関する報告及び検査）

第二百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第二百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等(電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口に掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由

二 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 第一百六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第二百二十五条第一項に規定する外国人等」と、「欠格事

由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「特定地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第六章 一般放送

第一節 登録等

(一般放送の業務の登録)

第百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、第二百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二百二十七条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を一般放送事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二百二十八条 総務大臣は、第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三百三条第一項又は第四百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当する者であるもの

六 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

七 第三百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

（業務の開始及び休止の届出）

第二百二十九条 登録一般放送事業者（第二百二十六条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の登録を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送の業務を一月以上休止するときは、登録一般放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

(変更登録)

第三百三十条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二百二十六条第三項、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二百二十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二百二十八条中「第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し)

第三百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき。

二 不正な手段により第二百二十六条第一項の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二百二十八条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 登録一般放送事業者が第七十四条の規定による命令に違反した場合において、一般放送の受信者の利益を阻害すると認められるとき。

(登録の抹消)

第三百三十二条 総務大臣は、第三百三十五条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該登録一般放送事業者の登録を抹消しなければならない。

(一般放送の業務の届出)

第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者(第二百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く。)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

五 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(承継)

第三百三十四条 一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は一般放送事業者について相続、合併若しくは分割（一般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により一般放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）[○]、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者である場合において、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

(設備の維持)

第三百三十六条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定めなければならない。

一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすること。

(重大事故の報告)

第三百三十七条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故で

あつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（設備の改善命令）

第三百三十八条 総務大臣は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備が第三百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができる。

（設備に関する報告及び検査）

第三百三十九条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（受信障害区域における再放送）

第四百四十条 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信

設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。以下この条、第四百二十二条及び第四百十四条において同じ。）の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならぬ。

2 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定再放送事業者」という。）は、同項の規定による再放送の役務の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬ。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。

5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(改善命令)

第四百十一条 総務大臣は、前条第一項の規定による再放送の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、指定再放送事業者に対し、当該再放送の役務の提供条件の変更その他当該再放送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第四百十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十条の同意（以下この節において単に「同意」という。）について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第四百十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四百十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第四百十四条第

一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 電気通信事業法第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第四百四十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

(裁定)

第四百四十四条 第四百四十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者に通知し、相当の期間を指

定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

（有線電気通信設備の使用）

第百四十五条 一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限る。第四項において同じ。）は、その設置に關し必要とされる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の許可その他法令に基づく処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2| 総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3| 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第七十四条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4| 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6| 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用）

第四百四十六条 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

(有料基幹放送契約約款の届出・公表等)

第四百七条 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。）を行う放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、基幹放送を契約の対象とする有料放送（以下「有料基幹放送」という。）の役務を国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款（以下「有料基幹放送契約約款」という。）を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2| 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款以外の提供条件により国内受信者に対し有料基幹放送の役務を提供してはならない。

3| 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(役務の提供義務)

第四百八条 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に對しその有料放送の役務の提供を拒んではならない。

（有料放送業務の休廃止に関する周知）

第四百九条 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。

（提供条件の説明）

第五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「有料放送事業者等」という。）は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

（苦情等の処理）

第五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第五十六条第四項において同じ。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処

理しなければならない。

(有料放送管理業務の届出)

第百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行おうとする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第百五十三条 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議

により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（業務の廃止等の届出）

第百五十四条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（有料放送管理業務の実施に係る義務）

第百五十五条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（変更命令等）

第百五十六条 総務大臣は、第百四十七条第一項の規定により届けた有料基幹放送契約約款に定める有料基幹放送の役務に関する

料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、当該有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者に対し、当該有料基幹放送契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料放送事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、有料放送の役務の提供に係る業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有料放送事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき。

二 有料放送事業者が提供する有料放送の役務（有料基幹放送の役務を除く。次号において同じ。）に関する料金その他の提供条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、国内受信者の利益を阻害しているとき。

三 有料放送事業者が提供する有料放送の役務に関する提供条件（料金を除く。）において、有料放送事業者及び国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

3 総務大臣は、有料放送事業者等が第百五十条の規定に違反したときは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者が第百五十一条の規定に違反したときは当該有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保す

るために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

〔契約によらない受信の禁止〕

第百五十七条 何人も、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない。

第八章 認定放送持株会社

（定義等）

第百五十八条 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するもの）とみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第百六十四条第一項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

2 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替

第三章の四 （同上）

（定義等）

第五十二条の二十九 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するもの）とみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五十二条の三十五において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

2 （同上）

法第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(認定)

第五百五十九條 二以上の基幹放送事業者（当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第六十六條第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。

二 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定

(認定)

第五十二条の三十 二以上の一般放送事業者（当該二以上の一般放送事業者に一以上の地上系一般放送事業者（無線局であつて、人工衛星の無線局及び移動受信用地上放送をする無線局のいずれでもないものにより放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。）が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 (同上)

一 (同上)

二 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である一般放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定

める方法による資産の合計金額をいう。) に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社(イに該当する場合を除く。)

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

ニ 第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定に

める方法による資産の合計金額をいう。) に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 (同上)

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

ロ (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

ハ この法律、電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

ニ 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項(第六

より認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 第百六十六条第一項（第二号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

又 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) ニからリまでのいずれかに該当する者

3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である

号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第五十二条の三十七第一項（第二号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ （同上）

ト （同上）

チ （同上）

リ （同上）

(1) （同上）

3 (2) ニからチまでのいずれかに該当する者
(同上)

一 (同上)

場合を除く。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 その他総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出)

第百六十条 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社(以下「認定放送持株会社」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することとなつたとき(当該認定を受けた際現に二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する場合を除く。)

二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第百六十一条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等(第百五十九条第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をいう。

二 (同上)

三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 (同上)

4 (同上)

(届出)

第五十二条の三十一 (同上)

一 二以上の一般放送事業者を子会社として保有することとなつたとき(当該認定を受けた際現に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する場合を除く。)

二 (同上)

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第五十二条の三十二 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等(第五十二条の三十第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる

）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2| 第百十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第百五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第百五十二条第一項」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百六十一条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「第九十三条第一項第六号ホ(1)」とあるのは「第百五十九条第二項第五号ロ(1)」と、「同号ホ(2)」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2| 第五十二条の八第二項から第四項までの規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等」とあるのは「第五十二条の三十二第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第百五十二条第一項」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項及び同条第二項において準用する第五十二条の八第二項」と、「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「第五十二条の三十第二項第五号ロ(1)」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者及び移動受信用地上放送を行う一般放送事業者を除く。）」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号に定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号イ及びロ」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第百六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

2| 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号」とする。

3| 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

4| 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

(子会社の責務)

第百六十三条 子会社地上基幹放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。）は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第百六十四条 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式（その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定

(電波法の特例)

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社の子会社に係る放送」と、「（放送」とあるのは「（認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送」とする。

(子会社の責務)

第五十二条の三十四 特定地上系一般放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。）は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第五十二条の三十五 (同上)

株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(承継)

第百六十五条 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

2 第百五十九条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(認定の取消し)

第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第百五十九条第二項第五号イから又まで（へを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の保有基準割合は、第二条の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(承継)

第五十二条の三十六 (同上)

2 第五十二条の三十第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(認定の取消し)

第五十二条の三十七 (同上)

一 第五十二条の三十第二項第五号イからりまで（ホを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。

2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。

二 二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第百五十九条第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。

第九章 放送番組センター

（指定）

第百六十七条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第百七十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 その役員のうちに、この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくな

二 （同上）

2 （同上）

一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。

二 二以上の一般放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。

三 （同上）

四 第五十二条の三十第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。

第四章 （同上）

（指定）

第五十三条 （同上）

2 総務大臣は、前項の申出をした者が、次の各号の一に該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 第五十三条の七第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 （同上）

つた日から二年を経過しない者があること。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたセンターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第百六十八条 センターは、次の業務を行うものとする。

一 放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること。

二 放送番組に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管すること。

三 放送番組に関する情報を定期的に、若しくは時宜に应じて、又は依頼に应じて提供すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(収集の基準等)

第百六十九条 センターは、放送番組の収集の基準を定め、これに従つて放送番組を収集するものとする。

2 センターは、基幹放送事業者に対し、センターが放送番組の収集に必要な限度において定める基準及び方法に従つて、放送番組に関する情報の提出を求めることができる。

3 (同上)

4 (同上)

5 (同上)

(業務)

第五十三条の二 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(収集の基準等)

第五十三条の三 (同上)

2 センターは、放送事業者(受託放送事業者を除く。)に対し、センターが放送番組の収集に必要な限度において定める基準及び方法に従つて、放送番組に関する情報の提出を求めることができる。

3 センターは、前項の規定による求めに応じて提出された情報を前条に規定する業務の用以外の用に供してはならない。

4 センターは、第一項に規定する放送番組の収集の基準並びに第二項に規定する放送番組に関する情報の提出に関する基準及び方法（以下「収集の基準等」という。）を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組収集諮問委員会）

第七十条 センターは、放送番組収集諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置くものとする。

2 諮問委員会は、センターの諮問に応じ、収集の基準等に関する事項を審議する。

3 センターは、収集の基準等を定め、又はこれを変更しようとするときは、諮問委員会に諮問しなければならない。

4 センターは、諮問委員会が第二項の規定により諮問に応じて答申したときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 諮問委員会の委員は、協会が推薦する者、学園が推薦する者、基幹放送事業者が組織する団体が推薦する者及び学識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

（事業計画等の提出）

第七十一条 センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を

る。

3 （同上）

4 （同上）

（放送番組収集諮問委員会）

第五十三条の四 （同上）

2 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

5 諮問委員会の委員は、協会が推薦する者、学園が推薦する者、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）が組織する団体が推薦する者及び学識経験を有する者のうちから、センターの代表者が委嘱する。

（事業計画等の提出）

第五十三条の五 センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算

作成し、当該事業年度の開始前に（第百六十七条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

（監督命令）

第百七十二條 総務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第百六十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し）

第百七十三條 総務大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第百六十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第百六十七条第二項第二号の規定に該当するに至つたとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

を作成し、当該事業年度の開始前に（第五十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （同上）

（監督命令）

第五十三条の六 総務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第五十三条の二に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し）

第五十三条の七 総務大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第五十三条の二に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 （同上）

三 第五十三条第二項第二号の規定に該当するに至つたとき。

四 （同上）

五 （同上）

2 （同上）

第十章 雑則

(業務の停止)

第百七十四条 総務大臣は、放送事業者（特定地上基幹放送事業者を除く。）がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

(資料の提出)

第百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五章 (同上)

(資料の提出等)

第五十三条の八 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五十三条の九 総務大臣は、多重放送の普及に資するため、総務省令で定めるところにより、協会又は超短波放送若しくはテレビジョン放送を行う一般放送事業者（委託放送事業者を除く。）に対し、その超短波放送又はテレビジョン放送の放送設備を多重放送の用に供するための計画（放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。）の策定及びその提出を求めることができる。

(適用除外)

第五十三条の九の二 この法律の規定は、電気通信役務利用放送に該当する放送については、適用しない。

(受信障害対策中継放送等)

第五十三条の九の三 電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなして、第四条第一項、第六条、第三十二条第一項、第五十一条の二、第五十二条の四第一項、第二項及び第五項並びに第五十二条の五の規定を適用し、受信障害対策中継放送をする無線局の放送区域は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送局の放送区域とみなして、第五十一条第三項の規定を適用する。

(適用除外等)

第一百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送（電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。）、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第四百七条第一項及び第五百五十七条の規定を適用する。

4 第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第六百六条から第一百条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送（第一項の規定の適用を受ける放送を除く。）については適用しない。

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第九十一条第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画の制定又は変更

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第二十二條（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第二条の二第一項又は第四項の規定により放送普及基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十七条第一項（放送

一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第二百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第四百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第五百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第六百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四 第四百四条（基幹放送の業務に関する認定の取消し）、第三百十一条（一般放送の業務に関する登録の取消し）、第六百六十六条第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第七百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五 第二条第二十四号（基幹放送局設備）、第九十三条第一項第四号ただし書若しくは第二項第一号若しくは第三号（基幹放送による表現の自由享有基準）、同条第五項（基幹放送の業務の

設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）、第五十二条の三十第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を付けようとするとき。

四 第五十二条の四第四項に規定する標準契約約款を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

五 第五十二条の二十四第二項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送業務に関する認定の取消し）、第五十二条の三十七第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第五十三条の七第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分をしようとするとき。

六 第五十二条の十三第三号（委託放送業務に関する認定の基準）、第五十二条の三十三の規定により読み替えて適用する電波法第七条第二項第四号（電波法の特例の基準）又は第五

認定の申請期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更）、第一百一十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第一百三十一条第一項若しくは第二項、第二百二十二条若しくは第二百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第二百一十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第二百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第三百六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第五百十條（有料放送の役務の提供条件の説明）、第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第六十四条第二項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃
2 前項各号（第四号を除く。）の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

- 第一百七十八条 電波監理審議会は、前条第一項第四号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。
- 2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号（第四号を除く。）の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。
- 3 電波法第九十九条の十二第三項から第八項までの規定は、前二項の意見の聴取に準用する。

十二条の三十五第二項（保有基準割合）の規定による総務省令を制定し、又は変更しようとするとき。

- 2 前項各号（第五号を除く。）の事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

- 第五十三条の十一 電波監理審議会は、前条第一項第五号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。
- 2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号（第五号を除く。）の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。
- 3 （同上）

(勧告)

第七十九条 電波監理審議会は、第七十七条第一項各号の事項
に關し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しな
ければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第八十条 電波法第七章及び第一百五条の規定は、この法律の規
定による総務大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について
準用する。

(総務省令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施する
ため必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第八十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃す
るときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と
判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過
措置を含む。）を定めることができる。

第十一章 罰則

第八十三条 協会の役員がその職務に關して賄賂^{わいろ}を收受し、又は

(勧告)

第五十三条の十二 電波監理審議会は、第五十三条の十第一項各号
の事項に關し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2 (同上)

(異議申立て及び訴訟)

第五十三条の十三 (同上)

第六章 (同上)

第五十四条 (同上)

これを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。	
2 協会の役員になろうとする者がその担当しようとする職務に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。	2 (同上)
3 協会の役員であつた者がその在職中請託を受けて職務上不正の行為をなし、又は相当の行為をしなかつたことに関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。	3 (同上)
4 前三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。	4 (同上)
5 第一項から第三項までの場合において、協会の役員が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。	5 (同上)
第百八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
一 第百二十六条第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つた者	
二 第百七十四条(第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	
第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、そ	第五十五条 (同上)

の違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項から第三項まで及び第六十五條第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八條第二項、第二十條第八項（第六十五條第五項において準用する場合を含む。）、第二十條第九項若しくは第十項、第二十二條、第六十四條第二項若しくは第三項、第七十一條第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項又は第八十九條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十八條、第六十條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項又は第七十四條第一項の規定に違反したとき。

第百八十六條 第九條第一項（第八十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第百八十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項から第三項まで及び第三十三條第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第八條の三第二項、第九條第八項（第三十三條第五項において準用する場合を含む。）、第九條第九項若しくは第十項、第九條の二の二、第三十二條第二項若しくは第三項、第三十七條の二第二項、第四十七條第一項、第四十八條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十條の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき又は第九條の四第一項の規定により認定を受けるべき場合に認定を受けなかつたとき。

三 第二十二條、第三十條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項又は第四十條第一項の規定に違反したとき。

第五十六條 第四條第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 （同上）

第五十六條の二 （同上）

一 第九十七条第一項の規定に違反して第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更した者

二 第百十四条又は第百二十三条の規定による命令に違反した者

三 第百十七条第一項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者

四 第百十七条第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを承諾した者

五 第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、放送局設備供給役務を提供した者

六 第百二十条の規定による命令に違反した者

七 第百三十条第一項の規定に違反して第百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

八 第百三十八条又は第百四十一条の規定による命令に違反した者

九 第百四十条第二項の規定により届け出た契約約款によらないで、同条第一項の規定による再放送の役務を提供した者

十 第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款によらないで、有料基幹放送の役務を提供した者

十一 第百四十八条の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

一 第五十二条の四第一項の規定により届け出た料金及び同条第二項の規定による認可を受けた契約約款又は同条第五項の規定により届け出た契約約款によらないで、有料放送の役務を提供した者

二 第五十二条の六の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

三 第五十二条の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

四 第五十二条の七の規定による命令に違反した者

五 第五十二条の九第一項の規定に違反して放送番組の放送の委託の申込みを拒んだ者

六 第五十二条の九第二項の規定に違反して放送番組の放送の委託の申込みを承諾した者

七 第五十二条の十第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、受託放送役務を提供した者

八 第五十二条の十一の規定による命令に違反した者

九 第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けしないで委託放送事項を変更した者

十 第五十二条の二十四第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十二 第五百五十二条第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

十三 第五百五十六条の規定による命令に違反した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百十三条、第百二十二条又は第百三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第百十五条第一項若しくは第二項、第百二十四条第一項、第百三十九条第一項又は第百四十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第百四十七条第三項の規定に違反して有料基幹放送契約約款を掲示しなかつた者

第百八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八十四条から前条まで（第百八十五条を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第百八十六条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずる

第五十六条の三 第五十二条の四第七項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第五十六条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるも

ものとする。

第百九十条 第百十九条の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者は、百万円以下の過料に処する。

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第四十一条、第六十一条又は第六十二条の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第四十四条第一項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたとき。

五 第七十二条第三項又は第七十四条第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

2 協会の子会社の役員が第四十四条第二項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第百九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

ものとする。

第五十八条 (同上)

一 (同上)

二 第九条の五、第四十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、又は第五十条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十三条の二、第三十条の二又は第三十条の三の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十三条の五第一項又は第四十条の四第二項の規定による調査を妨げたとき。

五 第三十八条第三項又は第四十条第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

2 協会の子会社の役員が第二十三条の五第二項又は第四十条の四第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第五十八条の二 (同上)

一 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第百条、第百二十九条第一項若しくは第二項、第百三十条第四項、第百三十四条第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百五十二条第二項、第百五十三条第二項、第百五十四条第一項若しくは第二項又は第百六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

第百九十三条 第百七十五条（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の六の二第二項、第五十二条の六の三第二項、第五十二条の六の四第一項若しくは第二項、第五十二条の第十八項、第五十二条の二十又は第五十二条の三十一の規定に違反して届出をしない者

二 第五十二条の二十二（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定証を返納しない者

第五十九条 第五十三条の八の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 無線局の免許等 第一節 無線局の免許（第四条―第二十七条の十七） 第二節 無線局の登録（第二十七条の十八―第二十七条の三十 四） 第三節 無線局の開設に関するあつせん等（第二十七条の三十 五・第二十七条の三十六） 第三章 無線設備（第二十八条―第三十八条の二） 第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等 第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（ 第三十八条の二―第三十八条の三十二） 第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八 条の三十三―第三十八条の三十八） 第四章 無線従事者（第三十九条―第五十一条） 第五章 運用 第一節 通則（第五十二条―第六十一条） 第二節 海岸局等の運用（第六十二条―第七十条） 第三節 航空局等の運用（第七十条の二―第七十条の六） 第四節 無線局の運用の特例（第七十条の七―第七十条の九） 第六章 監督（第七十一条―第八十二条）	目次 第一章 （同上） 第二章 （同上） 第一節 （同上） 第二節 （同上） 第三節 （同上） 第三章 無線設備（第二十八条―第三十八条） 第三章の二 （同上） 第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（ 第三十八条の二―第三十八条の三十二） 第二節 （同上） 第四章 （同上） 第五章 （同上） 第一節 （同上） 第二節 （同上） 第三節 （同上） 第四節 （同上） 第六章 （同上）

第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条―第九十九条）

第七章の二 電波監理審議会（第九十九条の二―第九十九条の十
四）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十五条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第一百六十六条）
附則

第二章 無線局の免許等

第一節 無線局の免許

（無線局の開設）

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 二 二六・九メガヘルツから二七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三五の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二三第一項（第三十八条の二九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三八において準用する場合を含む。）

第七章 （同上）

第七章の二 （同上）

第八章 （同上）

第九章 （同上）
附則

第二章 （同上）

第一節 （同上）

（無線局の開設）

第四条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）

の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一 実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）

三 空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

四 （同上）

（欠格事由）

第五条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）
- 四 （同上）

2 （同上）

- 一 （同上）

-
- 二 アマチュア無線局（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。）
- 三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの
- 四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの
- 五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- 六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの
- 七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的と
-

二
（同上）

三
（同上）

四
（同上）

五
（同上）

六
（同上）

するものを除く。)

八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）

若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4・5 （略）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない

七 （同上）

八 （同上）

3 （同上）

一 （同上）

二 第七十五条第一項又は第七十六条第三項（第四号を除く。）

若しくは第四項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 （同上）

四 第七十六条第五項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4・5 （同上）

（免許の申請）

第六条 （同上）

ない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。））、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

六 （同上）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第七号、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 （同上）

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2ゝ8 （略）

（特定無線局の免許の特例）

第二十七条の二 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

（特定無線局の免許の申請）

九 （同上）

2ゝ8 （同上）

（特定無線局の免許の特例）

第二十七条の二 通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

（特定無線局の免許の申請）

第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方

四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

五 無線設備の工事設計

六 最大運用数（免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のことをいう。）

七 運用開始の予定期日（それぞれの特定無線局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）

八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その人工衛星の軌道又は位置及び当該人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局に関する事項その他総務省令で定める事項を併せて記載しなければならない。

第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

八 （同上）

2 （同上）

(包括免許の付与)

第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項(特定無線局(第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。))及び無線設備の設置場所とすることができる区域)を指定して、免許を与えなければならない。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限をいう。以下同じ。)

四 運用開始の期限(一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限をいう。)

2・3 (略)

(特定無線局の運用の開始等)

第二十七条の六 総務大臣は、包括免許人から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前条第一項第四号の期限を延長することができる。

2 特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))の包括免許人(以下「第一号包括免許人」という。))は、当該包括免許に係る一以上の特定無線局の運用を最初に開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、免許を与えなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

2・3 (同上)

(特定無線局の運用の開始)

第二十七条の六 (同上)

2 包括免許人は、当該包括免許に係る一以上の特定無線局の運用を最初に開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

3| 特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）の包括免許人（以下「第二号包括免許人」という。）は、当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき（再免許を受けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該特定無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したときも、同様とする。

（指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止）

第二十七条の七 第一号包括免許人は、免許状に記載された指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

（申請による周波数、指定無線局数等の変更）

第二十七条の九 総務大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、空中線電力、指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることができる区域の指定の変更を申請した場合において、電波の能率的な利用の確保、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

（特定無線局の廃止）

第二十七条の十 第一号包括免許人は、その包括免許に係るすべての特定無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止）

第二十七条の七 包括免許人は、免許状に記載された指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

（申請による周波数、指定無線局数等の変更）

第二十七条の九 総務大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、空中線電力又は指定無線局数の指定の変更を申請した場合において、電波の能率的な利用の確保、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

（特定無線局の廃止）

第二十七条の十 包括免許人は、その包括免許に係るすべての特定無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 包括免許人がその包括免許に係るすべての特定無線局を廃止したときは、包括免許は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第三項、第七十六條第六項若しくは第七項若しくは第七十六條の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第七十六條第六項若しくは第七項若しくは第七十六條の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

第三章 無線設備

(無線設備の技術基準の策定等の申出)

第三十八條の二 利害関係人は、総務省令で定めるところにより、第二十八條から第三十二條まで又は前條の規定により総務省令で

2 (同上)

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第三項、第七十六條第五項若しくは第六項若しくは第七十六條の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第三項、第七十六條第五項若しくは第六項若しくは第七十六條の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失ったときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

第三章 (同上)

定めるべき無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

二 特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備について技術基準適合証明を

第三章の二 (同上)

第一節 (同上)

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二 (同上)

一 (同上)

二 包括免許に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

行う事業

三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

2 3 4 (略)

(登録の基準)

第三十八条の三 (略)

2 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(登録の更新)

第三十八条の四 第三十八条の二の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」と

三 (同上)

2 3 4 (同上)

(登録の基準)

第三十八条の三 (同上)

2 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(登録の更新)

第三十八条の四 第三十八条の二の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とある

あるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(登録の公示等)

第三十八条の五 総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録をしたときは、同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る事業の区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地及び技術基準適合証明の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録証明機関は、第三十八条の二の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(技術基準適合証明等)

第三十八条の六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行うものとする。

2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

のは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(登録の公示等)

第三十八条の五 総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録をしたときは、同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る事業の区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地及び技術基準適合証明の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 登録証明機関は、第三十八条の二の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 (同上)

(技術基準適合証明等)

第三十八条の六 (同上)

2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別

三 その他総務省令で定める事項

3| 技術基準適合証明を受けた者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4| 総務大臣は、第二項の規定による報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

5| (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十四項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十八号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(登録の取消し等)

3| 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4| (同上)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十四項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十六号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (同上)

(登録の取消し等)

第三十八条の十七 (略)

2 総務大臣は、登録証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 不正な手段により第三十八条の二の二第一項の登録又はその更新を受けたとき。

3 (略)

(総務大臣による技術基準適合証明の実施)

第三十八条の十八 総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は登録証明機関が第三十八条の十六第一項の規定により技術基準適合証明の業務を休止し、若しくは廃止した場合、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消した場合、同項の規定により登録証明機関に対し技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合若しくは登録証明機関が天災その他の事由によりその登録に係る技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2・3 (略)

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は

第三十八条の十七 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三 不正な手段により第三十八条の二の二第一項の登録又はその更新を受けたとき。

3 (同上)

(総務大臣による技術基準適合証明の実施)

第三十八条の十八 総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は登録証明機関が第三十八条の十六第一項の規定により技術基準適合証明の業務を休止し、若しくは廃止した場合、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消した場合、同項の規定により登録証明機関に対し技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合若しくは登録証明機関が天災その他の事由によりその登録に係る技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2・3 (同上)

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は

、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録証明機関登録簿」と、「の年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」と、「前条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第三十八条の二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

（特定無線設備の工事設計についての認証）

第三十八条の二十四 登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、その特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について認証（以下「工事設計認証」という。）する。

2 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証の求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、工事設計認証を行うものとする。

3 第三十八条の六第二項及び第四項、第三十八条の八、第三十八条の九、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項並びに第三

、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録証明機関登録簿」と、「の年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」と、「前条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第三十八条の二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

（特定無線設備の工事設計についての認証）

第三十八条の二十四 （同上）

2 （同上）

3 第三十八条の六第二項及び第三項、第三十八条の八、第三十八条の九、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項並びに第三

十八条の十四の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五、第三十八条の十六、第三十八条の十七第二項及び第三項並びに第三十八条の十八の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項第二号中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第三十八条の二十九において準用する前項」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、同条第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と読み替えるものとする。

（準用）

第三十八条の二十九 第三十八条の六第三項及び第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の六第三項中「前項第一号」とあるのは「第三十八条の二十四第三項において準用する前項第一号又は第三号」と、第三十八条の二十第一項中「

十八条の十四の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五、第三十八条の十六、第三十八条の十七第二項及び第三項並びに第三十八条の十八の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、同条第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と読み替えるものとする。

（準用）

第三十八条の二十九 第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明に」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受

技術基準適合証明に」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、同項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(外国取扱業者)

第三十八条の三十 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者が外国取扱業者（外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。）である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」とする。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第一項第三号の規定並びに前条において準用する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十七並びに前条において準用する第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」

けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、第三十八条の二十二第一項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(外国取扱業者)

第三十八条の三十 (同上)

2 (同上)

と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかった」と、「当該違反」とあるのは「当該請求」と、前条において準用する第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」とする。

3

第三十八条の二十八第一項の規定によるほか、総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、登録証明機関による工事設計認証を受けた外国取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計に基づく特定無線設備に第三十八条の二十六の表示を付することを禁止することができる。

一 当該外国取扱業者が前条において準用する第三十八条の六第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
二 当該届出に係る特定無線設備の認証工事設計

三 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき

当該報告に係る特定無線設備の認証工事設計

三 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき
当該検査に係る特定無線設備の認証工事設計

四 当該外国取扱業者が前項において読み替えて適用する前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定による請求に応じなかったとき
当該請求に係る特定無線設備の認証工事設計

3

(同上)

一 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定により当該外国取扱業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

当該報告に係る特定無線設備の認証工事設計

二 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
当該検査に係る特定無線設備の認証工事設計

三 当該外国取扱業者が前項において読み替えて適用する前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定による請求に応じなかったとき。
当該請求に係る特定無線設備の認証工事設計

計

4 (略)

(承認証明機関)

第三十八条の三十一 総務大臣は、外国の法令に基づく無線局の検査に関する制度で技術基準適合証明の制度に類するものに基づいて無線設備の検査、試験等を行う者であつて、当該外国において、外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる特定無線設備について技術基準適合証明を行うとするものから申請があつたときは、事業の区分ごとに、これを承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けた者（以下「承認証明機関」という。）は、その承認に係る技術基準適合証明の業務を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項、第二項及び第四項前段、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに第三十八条の二十から第三十八条の二十二ま

設計

4 (同上)

(承認証明機関)

第三十八条の三十一 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項から第三項まで、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた

での規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなければならぬ」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」とあり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

5 承認証明機関は、外国取扱業者の求めにより、本邦内で使用されることとなる特定無線設備について、工事設計認証を行うことができる。

者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなければならぬ」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」とあり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

5 (同上)

第三十八條の六第二項及び第四項、第三十八條の八、第三十八條の十二、第三十八條の十三第二項、第三十八條の十四、第三十八條の二十三並びに第三十八條の二十四第二項の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八條の十、第三十八條の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八條の六第三項、第三十八條の二十から第三十八條の二十二まで、第三十八條の二十五から第三十八條の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八條の六第二項、第三十八條の八第一項、第三十八條の十、第三十八條の十五第一項及び第三十八條の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八條の六第二項第二号及び第三十八條の二十三第一項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八條の六第三項中「前項第一号」とあるのは「前項第一号又は第三号」と、第三十八條の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八條の十三第二項及び第三十八條の十四第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と、第三十八條の十三第二項、第三十八條の二十一第一項、第三十八條の二十二第一項及び第三十八條の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の十四第一項中「第三十八條の六第一項」とあるのは「第三十八條の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、「命ずべき」とあるのは「請求

第三十八條の六第二項及び第三項、第三十八條の八、第三十八條の十二、第三十八條の十三第二項、第三十八條の十四、第三十八條の二十三並びに第三十八條の二十四第二項の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八條の十、第三十八條の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八條の二十から第三十八條の二十二まで、第三十八條の二十五から第三十八條の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八條の六第二項、第三十八條の八第一項、第三十八條の十、第三十八條の十五第一項及び第三十八條の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八條の六第二項及び第三十八條の二十三第一項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八條の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八條の十三第二項及び第三十八條の十四第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と、第三十八條の十三第二項、第三十八條の二十一第一項、第三十八條の二十二第一項及び第三十八條の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の十四第一項中「第三十八條の六第一項」とあるのは「第三十八條の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八條の二十一第二項及び第三項並びに第三十八條の二十二第二項中「

すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十一第一項中「技術基準適合証明に」とあるのは「工事設計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかった」と、「違反に」とあるのは「請求に」と、同項第四号中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、同項第五号中「登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項」とあるのは「承認証明機関が第三十八条の八第二項又は第三十八条の二十四第二項」と、前条第三項第一号から第三号までの規定中「前条」とあり、及び同項第四号中「前項において読み替えて適用する前条」とあるのは「次条第六項」と読み替えるものとする。

第五章 運用

第一節 通則

(時計、業務書類等の備付け)

命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十一第一項中「技術基準適合証明に」とあるのは「工事設計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかった」と、「違反に」とあるのは「請求に」と、同項第四号中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、同項第五号中「登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項」とあるのは「承認証明機関が第三十八条の八第二項又は第三十八条の二十四第二項」と、前条第三項第一号及び第二号中「前条」とあり、並びに同項第三号中「前項において読み替えて適用する前条」とあるのは「次条第六項」と読み替えるものとする。

第五章 (同上)

第一節 (同上)

(時計、業務書類等の備付け)

第六十条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

第四節 無線局の運用の特例

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局（その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作（次条第一項において単に「簡易な操作」という。）によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2・3 (略)

4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録人以外の者による登録局の運用)

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の

第六十条 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

第四節 (同上)

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 (同上)

2・3 (同上)

4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録人以外の者による登録局の運用)

第七十条の九 (同上)

無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 監督

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (略)

2 10 (略)

11 第二十四条の七、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読

2 (同上)

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 (同上)

第六章 (同上)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (同上)

2 10 (同上)

11 (同上)

み替えるものとする。

第二十四条の七	(略)	(略)
第二十四条の十一	(略)	(略)
	(略)	(略)
第三十八条の五第一項	第三十八条の二の二第一項 受けた者（以下「登録証明機関」という。） 事業の区分、技術基準適合証明の業務 技術基準適合証明の業務 第三十八条の二の二第二項第一号又は第三号	(略)
第三十八条の九	(略)	(略)
第三十八条の十一	(略)	(略)
第二項	(略)	(略)
第三十八条の十二	(略)	(略)
第三十八条の十五	(略)	(略)
第一項、第三十八条の十七第二項各	(略)	(略)

第二十四条の七	(同上)	(同上)
第二十四条の十一	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)
第三十八条の五第一項	第三十八条の二第二項 受けた者（以下「登録証明機関」という。） 事業の区分、技術基準適合証明の業務 技術基準適合証明の業務 第三十八条の二第二項第一号又は第三号	(同上)
第三十八条の九	(同上)	(同上)
第三十八条の十一	(同上)	(同上)
第二項	(同上)	(同上)
第三十八条の十二	(同上)	(同上)
第三十八条の十五	(同上)	(同上)
第一項、第三十八条の十七第二項各	(同上)	(同上)

号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項	第三十八条の十七第一項	第三十八条の十七第二項第一号	第三十八条の十七第二項第二号	第三十八条の十七第二項第三号	第三十八条の十八第一項	第三十八条の十八第二項	第三十八条の十八第三項	第三十八条の十六第一項	技術基準適合証明の業務	第三十九条の五及び第三十九条の十第一項	第四十七条の三第(略)
	(略)	(略)	(略)	第三十八条の二の二第二項	総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項	第三十八条の十七第一項	第三十八条の十七第二項第一号	第三十八条の十七第二項第二号	第三十八条の十七第二項第三号	第三十八条の十八第一項	第三十八条の十八第二項	第三十八条の十八第三項	第三十八条の十六第一項	技術基準適合証明の業務	第三十九条の五及び第三十九条の十第一項	第四十七条の三第(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)	第三十八条の二の二第一項	総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

一項	(略)	(略)
第四十七條の三第二項	(略)	(略)
前條第四項	(略)	(略)
前條第五項、第六項、第八項及び第九項	(略)	(略)

(技術基準適合命令)

第七十一條の五 総務大臣は、無線設備が第三章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(検査)

第七十三條 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

2・3 (略)

一項	(同上)	(同上)
第四十七條の三第二項	(同上)	(同上)
前條第四項	(同上)	(同上)
前條第五項、第六項、第八項及び第九項	(同上)	(同上)

(検査)

第七十三條 (同上)

2・3 (同上)

4 総務大臣は、第七十一条の五の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

5・6 (略)

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2| 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

3| 総務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制

4 総務大臣は、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

5・6 (同上)

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは第二十七条の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2| 総務大臣は、前項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができる。

限し、又は新たな開設を禁止することができる。	4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。	一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。	二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。	三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。	四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。	5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。	一 第二十七条の五第一項第四号の期限（第二十七条の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。	二 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。	三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八の許可を受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行わせたとき。	四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定による禁止に従わないとき。	5 五 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。	一 不正な手段により第二十七条の十八第一項の登録又は第二十
	3 （同上）	一 （同上）	二 （同上）	三 （同上）	四 （同上）	4 （同上）	一 （同上）	二 （同上）	三 （同上）	四 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。	5 五 （同上）	一 （同上）

七条の二十三第一項若しくは第二十七条の三十第一項の変更登録を受けたとき。

二 第一項の規定による命令若しくは制限、第二項の規定による禁止又は第三項の規定による命令、制限若しくは禁止に従わないとき。

三 登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

7| 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。

第七十六条の二 総務大臣は、特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のもが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を削減することができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

（電波の発射の防止）

第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

二 第一項又は第二項の規定による命令に従わないとき。

三 （同上）

6| 総務大臣は、第三項（第四号を除く。）及び第四項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条の十三第一項の開設計画の認定を取り消すことができる。

第七十六条の二 総務大臣は、特定無線局について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のもが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を削減することができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

（空中線の撤去）

第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

第七章の二 電波監理審議会

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号（放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第四号（放送による表現の自由享有基準）、同項第五号（放送をする無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一

第七章の二 (同上)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号（放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第四号（放送による表現の自由享有基準）、同項第五号（放送をする無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲

項（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）

裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、

む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(校正の業務の実施)並びに第百三条の二第九項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七条第三項又は第四項の規定による放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第一項の開設計針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し若しくは第三十九条の十一第二項(第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定校正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項(第七十一条の三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指

第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(校正の業務の実施)並びに第百三条の二第九項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二 (同上)

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し若しくは第三十九条の十一第二項(第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定校正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項(第七十一条の三第十一項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指

定較正機関の較正員の解任の命令又は第七十六条第四項、第五項若しくは第七項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画の認定の取消し、同条第六項若しくは第七項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し若しくは第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項後段の規定による放送事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第二百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第二百二条の十七第一項の規定によるセンタ―の指定又は第二百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

定較正機関の較正員の解任の命令又は第七十六条第三項、第四項若しくは第六項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画の認定の取消し、同条第五項若しくは第六項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し若しくは第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 （同上）

五 第三十八条の二第二項の規定による通知（第百条第五項において準用する場合を含む。）

2 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

第九十九条の十二 電波監理審議会は、前条第一項第三号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号（第三号を除く。）の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 8 （略）

第八章 雑則

（高周波利用設備）

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するものうち、総務省令で定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

第九十九条の十二 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第三号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第二号及び第四号の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 8 （同上）

第八章 （同上）

（高周波利用設備）

第百条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

254 (略)

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第四項及び第六項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当す

254 (同上)

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第四項及び第六項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 (同上)

る金額）を国に納めなければならない。

2／4 （略）

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項に

2／4 （同上）

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、包括免許人にあつては三百六十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百五十円）に、包括登録人にあつては三百八十円（移動

において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては三百六十円(広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百五十円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては三百八十円(移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数(特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))にあつては既にこの項の規定による届

しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数(既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数

出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、

その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては三百六十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては三百八十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けてい

）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、包括免許人にあつては三百六十円（広域専用電波を使用する無線局及び当該無線局を通信の相手方とする無線局については、二百五十円）に、包括登録人にあつては三百八十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た

る場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7・8 (略)

9 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局（当該特定基地局が包括免許に係るものである場合にあつては、当該包括免許に係る他の特定基地局を含む。以下この項において同じ。）に係る第一項又は第五項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する

数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7・8 (同上)

9 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局に係る第一項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その

額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

10
42 (略)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局)

第百三条の五 第一号包括免許人は、第二章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する外国の無線局を運用することができる。

2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請に係る無線局の無線設備が第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならぬ。

3 第一号包括免許人の包括免許がその効力を失つたときは、当該

他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

10
42 (同上)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局)

第百三条の五 包括免許人は、第二章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する外国の無線局を運用することができる。

2 (同上)

3 包括免許人の包括免許がその効力を失つたときは、当該包括免

第一号包括免許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。

4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第二号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

第九章 罰則

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 六 (略)

七 第七十一条の五(第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

八・九 (略)

十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設した者

十一・十二 (略)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十七条の六第三項(特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をせず、又

許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。

4 包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第四項第一号及び第二号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

第九章 (同上)

第一百条 (同上)

一 六 (同上)

七・八 (同上)

九・十 (同上)

第百十三条 (同上)

一・二 (同上)

は虚偽の届出をした者

四〇二十七 (略)

第百十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第百十条（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一〇八 (略)

九 第二十七条の六第三項（特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしない者

一〇六 (略)

十七 第三十八条の六第三項（第三十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一八〇二十三 (略)

三〇二六 (同上)

第百十四条 (同上)

一 第百十条（第九号及び第十号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第百十条（第九号及び第十号に係る部分を除く。）、第百十条の二又は第百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第百十六条 (同上)

一〇八 (同上)

九〇五 (同上)

一六〇二一 (同上)

附 則

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第十六条の二、第二十七条の三十五第一項、第一百二条の二第一項第一号及び第一百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

別表第三(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

事業の区分	測定器その他の設備
一 <u>第三十八条の二の二第一項第一号の事業</u>	一 周波数計 二 スペクトル分析器 三 バンドメーター 四 電界強度測定器 五 オシロスコープ 六 高周波電力計 七 電力測定用受信機 八 スプリアス電力計 九 電圧電流計 十 低周波発振器 十一 擬似音声発生器 十二 擬似信号発生器
二 <u>第三十八条の二の二第一項</u>	一 一の項の下欄に掲げるもの

附 則

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第五条第二項第六号、第十六条の二、第一百二条の二第一項第一号、第一百三条の四第二項第二号及び第一百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

別表第三(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

事業の区分	測定器その他の設備
一 <u>第三十八条の二第二項第一号の事業</u>	一 (同上) 二 (同上) 三 (同上) 四 (同上) 五 (同上) 六 (同上) 七 (同上) 八 (同上) 九 (同上) 十 (同上) 十一 (同上) 十二 (同上)
二 <u>第三十八条の二第二項</u>	一 (同上)

一 項 第 二 号 の 事 業	二 変調度計 三 比吸収率測定装置 四 直線検波器 五 ひずみ率雑音計	三 第三十八条の二の二第 一 項 第三号の事業
		一 二の項の下欄に掲げるもの 二 レベル計 三 標準信号発生器

第 二 号 の 事 業	二 (同上) 三 (同上) 四 (同上) 五 (同上)	三 第三十八条の二第一項 第 三 号 の 事 業
		一 (同上) 二 (同上) 三 (同上)

第二号の事業					三 第三十八条の二第一項 第三号の事業		
二	三	四	五	一	二	三	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	

改 正 案	現 行
第二章 無線局の免許等 第一節 無線局の免許 （欠格事由） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。 一 日本の国籍を有しない人 二 外国政府又はその代表者 三 外国の法人又は団体 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。 一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）	第二章 （同上） 第一節 （同上） （欠格事由） 第五条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 一 （同上） 二 （同上）

若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信信用地上基幹放送（同条第十四号の移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三（同上）

四（同上）

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）又は移動受信信用地上放送（放送法第二条第二号の二の六の移動受信信用地上放送をいう。以下同じ。）をする無線局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。以下この項において「特定放送局」という。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（人工衛星に開設する特定放送局又は移動受信信用地上放送をする特定放送局にあつては、第一号、第二号又は第四号）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで又は前項各号に掲げる者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第十九号の多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

（免許の申請）

二 （同上）

三 （同上）

イ （同上）

ロ （同上）

四 （同上）

5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生しているテレビジョン放送（放送法第二条第二号の五のテレビジョン放送をいう。以下同じ。）及び当該テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送（同条第二号の六の多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にこれを再送信する放送のうち、当該障害に係るテレビジョン放送又は当該テレビジョン放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七

第六条 （同上）

一 目的

二 （同上）

三 （同上）

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五 （同上）

六 （同上）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七

条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百八条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2

基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項

三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

四 事業計画及び事業収支見積

条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第一百八条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 （同上）

九 （同上）

2

放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項

二 （同上）

三 （同上）

五 放送区域

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要

3 3 6 （略）

7 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 3 （略）

四 基幹放送局

8 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当てが可能であること。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 放送事項

五 （同上）

六 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

3 3 6 （同上）

7 （同上）

一 3 （同上）

四 放送をする無線局

8 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定めるものとし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（申請の審査）

第七条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に關し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足りる經理的基礎及び技術的能力があること。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十

一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

2 （同上）

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画（放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に關し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準（放送をすることができきる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。）に合致すること。

送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。

ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。

3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保

4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 (略)

(工事設計等の変更)

第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準(第三章に定めるものに限る。)に合致するものでなければならない。

4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うこ

するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。

5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

6 (同上)

(工事設計等の変更)

第九条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。

4 前条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所を変更することができる。

とができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする事。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする事。

5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更に該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 第五条第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準用する。

(落成後の検査)

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条第三項において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

(落成後の検査)

第十条 第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明及び第五十条第一項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。第十二条において同じ。）及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

2 (同上)

(免許の付与)

第十二条 総務大臣は、第十条の規定による検査を行った結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第二号の工事設計(第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(多重放送をする無線局の免許の効力)

第十三条の二 超短波放送(放送法第二条第十七号の超短波放送をいう。)又はテレビジョン放送(同条第十八号のテレビジョン放送をいう。以下同じ。)をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重畳して多重放送をする無線局の免許は、その効力を失う。

(免許状)

第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

2 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 免許の年月日及び免許の番号
- 二 免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所

三 無線局の種別

四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局に

(免許の付与)

第十二条 総務大臣は、第十条の規定による検査を行った結果、その無線設備が第六条第一項第七号又は同条第二項第一号の工事設計(第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの)に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない。

(多重放送をする無線局の免許の効力)

第十三条の二 超短波放送(放送法第二条第二号の四の超短波放送をいう。)又はテレビジョン放送をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重畳して多重放送をする無線局の免許は、その効力を失う。

(免許状)

第十四条 (同上)

2 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)

三 (同上)

四 無線局の目的

あつては、その主従の区別を含む。）

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 識別信号

九 電波の型式及び周波数

十 空中線電力

十一 運用許容時間

3 基幹放送局の免許状には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項各号（基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項

二 放送区域

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、認定基幹放送事業者（放送法第二十条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

八 （同上）

九 （同上）

十 （同上）

十一 （同上）

3 放送をする無線局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲げる事項

二 放送事項

三 （同上）

（変更等の許可）

第十六条の二 免許人は、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、総務大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができ

(変更等の許可)

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする事。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする事。

2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更に該当するときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

3 第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は第一項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(免許の承継等)

第二十条 (略)

2 免許人(第七項及び第八項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ。)たる法人が合併又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立され

第十七条 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 第九条第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定により無線設備の変更の工事をする場合に準用する。

(免許の承継)

第二十条 (同上)

2 免許人(第五項及び第六項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ。)たる法人が合併又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立され

た法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3
(略)

4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行うおうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおうとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたとき又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおうとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人又は譲受人が当該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合において、総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

た法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3
(同上)

る。

6| 第五条及び第七条の規定は、第二項から前項までの許可に準用する。

7| 10| (略)

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 点検に用いる測定器その他の設備の概要

四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれ

4| 第五条及び第七条の規定は、前二項の許可に準用する。

5| 8| (同上)

(点検事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

3 (同上)

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

かに掲げる校正又は校正（以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「校正等」という。）を受けたもの（その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）

又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正

ロ 計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う校正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行うものであること。

四 無線設備等の検査又は点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。）が定められているものであること。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

5 （同上）

一 （同上）

二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（登録の更新）

第二十四条の二の二 前条第一項の登録（無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。）は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

（登録簿）

第二十四条の三 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録を受けた者（以下「登録検査等事業者」という。）について、登録検査等事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二 （同上）

三 （同上）

6 （同上）

（登録簿）

第二十四条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を受けた者（以下「登録点検事業者」という。）について、登録点検事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

(登録証)

第二十四条の四 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨
- 3 登録検査等事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(変更の届出)

第二十四条の五 登録検査等事業者は、第二十四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録検査等事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(承継)

第二十四条の六 登録検査等事業者がその登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録検査等事業者について相続、合併若しくは分割（登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によ

(登録証)

第二十四条の四 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 (同上)

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 (同上)
- 3 登録点検事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(変更の届出)

第二十四条の五 登録点検事業者は、第二十四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録点検事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(承継)

第二十四条の六 登録点検事業者がその登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録点検事業者について相続、合併若しくは分割（登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、登録に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登

り登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録検査等事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により登録検査等事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（適合命令等）

- 第二十四条の七 総務大臣は、登録検査等事業者が第二十四条の二第四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行つていると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

- 第二十四条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査等事業者に対し、その登録に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録検査等事業者の事業所に立ち入り、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明

録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録点検事業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により登録点検事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（適合命令）

- 第二十四条の七 総務大臣は、登録点検事業者が第二十四条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録点検事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

- 第二十四条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録点検事業者に対し、その登録に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録点検事業者の事業所に立ち入り、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 （同上）

書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃止の届出)

第二十四条の九 登録検査等事業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十四条の二第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第二十四条の十 総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の二第五項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 第二十四条の七第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項若しくは第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通

3 (同上)

(廃止の届出)

第二十四条の九 登録点検事業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 (同上)

(登録の取消し)

第二十四条の十 総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (同上)

二 (同上)

三 第二十四条の七の規定による命令に違反したとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知し

知したことが又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をし
たことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係
る検査又は点検の業務を行ったとき。

六 不正な手段により第二十四条の二第一項の登録又はその更新
を受けたとき。

(登録の抹消)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の二の二第一項若しく
は第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたと
き、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録検
査等事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条
の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二
十四条の十の規定により登録を取り消されたときは、登録検査等
事業者であつた者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければ
ならない。

(外国点検事業者の登録等)

第二十四条の十三 外国において無線設備等の点検の事業を行う者
は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 第二十四条の二第二項(第四号を除く。)、第三項、第四項(第
三十三号を除く。)、及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四

たことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係
る点検の業務を行ったとき。

六 不正な手段により第二十四条の二第一項の登録を受けたとき
。

(登録の抹消)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の九第二項の規定によ
り登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取
り消したときは、当該登録点検事業者の登録を抹消しなければな
らない。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の九第二項の規定により登録がその
効力を失つたとき、又は第二十四条の十の規定により登録を取り
消されたときは、登録点検事業者であつた者は、一箇月以内にそ
の登録証を返納しなければならない。

(外国点検事業者の登録等)

第二十四条の十三 (同上)

2 第二十四条の二第二項から第五項まで、第二十四条の三、第二
十四条の四第一項及び第二項、第二十四条の九第二項並びに第二

第一項及び第二項（第三号を除く。）、第二十四条の九第二項並びに第二十四条の十一の規定は前項の登録について、第二十四条の四第三項、第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条の規定は前項の登録を受けた者（以下「登録外国点検事業者」という。）について準用する。この場合において、第二十四条の二第四項中「次の各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号）」とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と、「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。）」とあるのは「方法」と、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録検査等事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「の年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、第二十四条の四第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「の年月日」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項中「第二十四条の二第四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号）」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるの

十四条の十一の規定は前項の登録について、第二十四条の四第三項、第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条の規定は前項の登録を受けた者（以下「登録外国点検事業者」という。）について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十四条の十一中「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

は「第二十四条の九第二項」と、「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

3 総務大臣は、登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項において準用する第二十四条の二第五項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 前項において準用する第二十四条の七第一項又は第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十三条第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る点検の業務を行つたとき。

六 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。

七 総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規定により登録外国点検事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規定によりその職員に登録外国点検事業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ

3
(同上)

一
(同上)

二
(同上)

三 前項において準用する第二十四条の七の規定による請求に応じなかつたとき。

四
(同上)

五
(同上)

六
(同上)

七
(同上)

八
(同上)

、又は忌避されたとき。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(周波数割当計画)

第二十六条 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てるのが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 無線局の行う無線通信の態様

二 無線局の目的

三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

(特定無線局の免許の申請)

4 (同上)

(周波数割当計画)

第二十六条 (同上)

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てるのが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)に係る周波数にあつては、第一号及び第四号に掲げる事項)を記載するものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(特定無線局の免許の申請)

第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的（二以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方

四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

五 無線設備の工事設計

六 最大運用数（免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものをいう。）

七 運用開始の予定期日（それぞれの特定無線局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）

八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その人工衛星の軌道又は位置及び当該人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局に関する事項その他総務省令で定める事項を併せて記載しなければならない

第二十七条の三 （同上）

一 目的

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

八 （同上）

2 （同上）

ない。

(申請の審査)

第二十七条の四 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 周波数の割当てが可能であること。

二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項(特定無線局(第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。))を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。))及び無線設備の設置場所とすることができる区域)を指定して、免許を与えなければならない。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限をいう。以下同じ。)

(申請の審査)

第二十七条の四 (同上)

一 (同上)

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 運用開始の期限（一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限をいう。）

2 総務大臣は、前項の免許（以下「包括免許」という。）を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一 包括免許の年月日及び包括免許の番号

二 包括免許人（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

三 特定無線局の種別

四 特定無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。）

五 通信の相手方

六 包括免許の有効期間

3 包括免許の有効期間は、包括免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

（変更等の許可）

第二十七条の八 包括免許人は、特定無線局の目的若しくは通信の相手方を変更しようとするとき又は第二十七条の三第一項の規定により提出した無線設備の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定無線局の目的の変更のうち、基幹放送をすることとすることを内容とするものは、これを行うことができる。

四 （同上）

2 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 特定無線局の目的

五 （同上）

六 （同上）

3 （同上）

（変更等の許可）

第二十七条の八 包括免許人は、通信の相手方を変更しようとするとき又は第二十七条の三第一項の規定により提出した無線設備の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

2| 第五条第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変更に係る前項の許可に準用する。

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七条の十一 第二十七条の五第一項の規定による免許を受けた特定無線局については第十五条の規定、包括免許人については第十六条、第十七条、第十九条、第二十二條及び第二十三條の規定は、適用しない。

2 包括免許人の地位の承継に関する第二十条第六項の規定の適用については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七条の四」とする。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるものうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（以下「特定基地局」という。）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域（放送法第九十

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七条の十一 (同上)

2 包括免許人の地位の承継に関する第二十条第四項の規定の適用については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七条の四」とする。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 (同上)

一 (同上)

二 移動受信用地上放送に係る放送対象地域（放送法第二条の二

一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2・3 (略)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別

二 特定基地局の開設を必要とする理由

三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域

第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上放送の受信

2・3 (同上)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第二条の二第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号から第九号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 特定基地局の目的

二 (同上)

三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上放送に係る放送対象地域

- 四 希望する周波数の範囲
- 五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
- 六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
- 七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 八 事業計画及び事業収支見積
- 九 その他総務省令で定める事項
- 3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。
 - 一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。
 - 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
 - 三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれるすべての特定基地局について、周波数の割当てが可能であること。
- 5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。

- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 放送事項
- 十 (同上)
- 3 (同上)
- 4 (同上)
- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはならない。
 - 一 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする

6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。

7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(認定の取消し等)

第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するとき

特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。）に係るものである場合 第五条第一項各号又は第三項各号

二 認定を受けようとする開設計画が移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）に係るものである場合 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第五条第三項各号
6 (同上)

7 (同上)

(認定の取消し等)

第二十七条の十五 総務大臣は、次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消さなければならない。

一 移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものに限る。）に係る認定開設者 第五条第一項各号

二 移動受信用地上放送をする特定基地局（他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）に係る認定開設者 第五条第四項第一号、第二号又は第四号

2 (同上)

は、その認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設していないと認めるとき。

二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。

三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

3 総務大臣は、前項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

4 （略）

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十六 第二十条第一項から第四項まで及び第七項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第四項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、同条第七項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第三節 （同上）

（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

255 (略)

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録検査等事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録簿」と

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第四百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。

255 (同上)

第三章の二 (同上)

第一節 (同上)

(準用)

第三十八条の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録点検事業者」という。）」とあるのは「受けた者」と、「登録点検事業者登録簿」とある

あるのは「登録証明機関登録簿」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第三十八条の二の二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

第五章 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(特定地上基幹放送局については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一 六 (略)

第六章 監督

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等

のは「登録証明機関登録簿」と、「年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」と、「前条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第三十八条の二の二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の十七第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。

第五章 (同上)

第一節 (同上)

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一 六 (同上)

第六章 (同上)

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は放送用周波数使用計画(以下「周波数割当計画等」と

「という。」の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事を行うとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

2 (略)
一 三 (略)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (略)

2 10 (略)

11 第二十四条の七第一項、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十四条の七第一項	第二十四条の二第二項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあ	(略)
------------	----------------------------------	-----

いう。」の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事を行うとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

2 (同上)
一 三 (同上)

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 (同上)

2 10 (同上)

11 第二十四条の七、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十四条の七	第二十四条の二第二項各号	(同上)
---------	--------------	------

	第二十四条の十一	第二号又は第四号	つては、第一号、
	第二十四条の二の二 第二項若しくは第二十四条の九第二項	(略)	(略)
	失つたとき	(略)	(略)
	前条	(略)	(略)
第三十八条の五第一項	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
第三十八条の五第二項	(略)	(略)	(略)
第三十八条の九	(略)	(略)	(略)
第三十八条の十一	(略)	(略)	(略)
第二項	(略)	(略)	(略)
第三十八条の十二	(略)	(略)	(略)
第三十八条の十五	(略)	(略)	(略)
第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八	(略)	(略)	(略)

	第二十四条の十一	第二十四条の九第二項	(同上)
	失つたとき	(同上)	(同上)
	前条	(同上)	(同上)
第三十八条の五第一項	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)
第三十八条の五第二項	(同上)	(同上)	(同上)
第三十八条の九	(同上)	(同上)	(同上)
第三十八条の十一	(同上)	(同上)	(同上)
第二項	(同上)	(同上)	(同上)
第三十八条の十二	(同上)	(同上)	(同上)
第三十八条の十五	(同上)	(同上)	(同上)
第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八	(同上)	(同上)	(同上)

前条第五項、第六項、第八項及び第九項	(略)	(略)
--------------------	-----	-----

(検査)

第七十三条 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

2 前項の検査は、当該無線局についてその検査を同項の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、同項の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができ。

3 第一項の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の免許人から、第一項の規定により総務大臣が通知した期日の一月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線

前条第五項、第六項、第八項及び第九項	(同上)	(同上)
--------------------	------	------

(検査)

第七十三条 (同上)

2 (同上)

従事者の資格及び員数が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十条及び第五十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、省略することができる。

4| 第一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により総務大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

5| 総務大臣は、第七十一条の五の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

6| 総務大臣は、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとする場合その他この法律の施行を確保するため特に必要がある場合において、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項のみについて検査を行なう必要があると認めるときは、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行なうことができる。

7| 第三十九条の九第二項及び第三項の規定は、第一項本文又は第五項の規定による検査について準用する。

3| (同上)

4| (同上)

5| (同上)

6| 第三十九条の九第二項及び第三項の規定は、第一項本文又は第四項の規定による検査について準用する。

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければならない。

2 (略)

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 (略)

4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行つたとき。

三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 (同上)

第七十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その包括免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八第一項の
許可を受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行
わせたとき。

四・五 (略)

6・7 (略)

第七章の二 電波監理審議会

(設置)

第九十九条の二 電波及び放送法第二条第一号に規定する放送に関
する事務の公平かつ能率的な運営を図り、この法律及び放送法の
規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、総務省
に電波監理審議会を置く。

(委員の任命)

5 (同上)

一・二 (同上)

三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八の許可を
受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行わせた
とき。

四・五 (同上)

6・7 (同上)

第七章の二 (同上)

(設置)

第九十九条の二 電波、放送(委託して放送をさせることを含む。
第二百二条の二第一項第二号及び第八十八条の二第一項において同じ
。)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)
第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送の規律に関する事
務の公平かつ能率的な運営を図るため、この法律、放送法及び電
気通信役務利用放送法の規定によりその権限に属させられた事項
を処理し、並びに有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第
百十四号)及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭
和二十六年法律第三十五号)に基づく総務大臣の処分に対す
る不服申立てについて審査及び議決をするため、総務省に電波監
理審議会を置く。

(委員の任命)

第九十九条の三 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一・二 (略)

三 放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者、同法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、同法第六十条に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 (略)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局

第九十九条の三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一・二 (同上)

三 放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者、放送法第五十二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 (同上)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局

）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（

）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号（放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第四号（放送による表現の自由享有基準）、同項第五号（放送をする無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定

義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体^{（一）}の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条

、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第九項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又

の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第二百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第二百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第二百三条の二第九項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 （略）

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第二項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の

は改廃

二 第七条第三項又は第四項の規定による放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十六条の二第三項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三 （同上）

四 第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項後段の規定による放送事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第二百二条の二第二項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第二百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第二百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

指定、第二百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第二百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第二百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 (略)

2 (略)

(審理官)

第九十九条の十四 電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

2 審理官は、前章（放送法第百八十条において準用する場合を含む。）に規定する審理又は第九十九条の十二若しくは同法第百七十八条に規定する意見の聴取の手續を主宰する。

3 (略)

第八章 雜則

(高周波利用設備)

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以

五 (同上)

2 (同上)

(審理官)

第九十九条の十四 (同上)

2 審理官は、前章（放送法第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する審理又は第九十九条の十二、放送法第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条に規定する意見の聴取の手續を主宰する。

3 (同上)

第八章 (同上)

(高周波利用設備)

第百条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

上の高周波電流を利用するものうち、総務省令で定めるもの

2
24 (略)

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第五項及び第七項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（手数料の徴収）

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

一 三 (略)

四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者

五 二十二 (略)

2
(略)

2
24 (同上)

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第三十八条の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）、第七十一条の五（技術基準適合命令）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第四項及び第六項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（手数料の徴収）

第百三条 (同上)

一 三 (同上)

四 二十一 (同上)

2
(同上)

第九章 罰則

第百十條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四條の十又は第三十八條の十七第二項（第三十八條の二十四第三項及び第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二・三 （略）

第百十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十三條第一項、第五項（第百條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 二 第七十三條第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者

第百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十條第九項（同條第十項及び第二十七條の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者
- 二 二十三 （略）

附則

第九章 （同上）

第百十條の二 （同上）

- 一 第三十八條の十七第二項（第三十八條の二十四第三項及び第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二・三 （同上）

第百十一條 第七十三條第一項、第四項（第百條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第五項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十六條 （同上）

- 一 第二十條第七項（同條第八項及び第二十七條の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者
- 二 二十三 （同上）

附則

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第二十七条の三十五第一項、第二百二条の二第一項第一号及び第百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

別表第四(第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を

(電報の事業に関する経過措置)

13 電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第十六条の二、第二十七条の三五第一項、第二百二条の二第一項第一号及び第百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

別表第四(第三十八条の三、第三十八条の八関係)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

有すること。

- 四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。
- 五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一 (略)	(略)	(略)
二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	(略)	(略)

四 (同上)

五 (同上)

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一 (同上)	(同上)	(同上)
二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	(同上)	(同上)

備考 (略)	七〇九 (略)	六 基幹放送局 (三の項、七 の項及び八の 項に掲げる無 線局を除く。)	三〇五 (略)
	(略)	(略)	(略)

備考 (同上)	七〇九 (同上)	六 放送をする 無線局(三の 項、七の項及 び八の項に掲 げる無線局並 びに電気通信 業務を行うこ とを目的とす る無線局を除 く。)	三〇五 (同上)
	(同上)	(同上)	(同上)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 電気通信事業 第一節 総則（第六条―第八条） 第二節 事業の登録等（第九条―第十八条） 第三節 業務（第十九条―第四十条） 第四節 電気通信設備 第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第五十一条） 第二款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条） 第五節 指定試験機関等 第一款 指定試験機関（第七十四条―第八十五条） 第二款 登録認定機関（第八十六条―第一百三条） 第三款 承認認定機関（第一百四条・第一百五条） 第六節 基礎的電気通信役務支援機関（第一百六条―第一百六条） 第三章 土地の使用等 第一節 事業の認定（第一百七条―第二百二十七条） 第二節 土地の使用（第二百二十八条―第四百三十三条） 第四章 電気通信紛争処理委員会 第一節 設置及び組織（第四百四十四条―第五百五十三条） 第二節 あつせん及び仲裁（第五百五十四条―第五百五十九条）	目次 第一章 （同上） 第二章 （同上） 第一節 （同上） 第二節 （同上） 第三節 （同上） 第四節 （同上） 第一款 （同上） 第二款 （同上） 第五節 （同上） 第一款 （同上） 第二款 （同上） 第三款 （同上） 第六節 （同上） 第三章 （同上） 第一節 （同上） 第二節 （同上） 第四章 電気通信事業紛争処理委員会 第一節 （同上） 第二節 （同上）

第三節 諮問等（第六十条―第六十二条）

第五章 雑則（第六十三条―第六十六条）

第六章 罰則（第六十七条―第六十九条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 （略）

四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第一百零八条第一項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。）をいう。

五・六 （略）

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第三節 （同上）

第五章 （同上）

第六章 （同上）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 （同上）

四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

五・六 （同上）

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれ

一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合

二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

（登録の拒否）

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二（略）

と一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

（登録の拒否）

第十二条 （同上）

一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二（同上）

2	(略)	
	(第二種指定電気通信設備との接続)	
第三十四条	(略)	
2	(略)	
3	総務大臣は、前項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。	
一六	(略)	
4	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。	
5	(略)	
6	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。	
7・8	(略)	
	(電気通信設備等の共用に関する命令等)	
第三十八条	総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電	
2	(同上)	
	(第二種指定電気通信設備との接続)	
第三十四条	(同上)	
2	(同上)	
3	総務大臣は、前項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。	
一六	(同上)	
4	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。	
5	(同上)	
6・7	(同上)	
	(電気通信設備の共用に関する命令等)	
第三十八条	総務大臣は、電気通信事業者間においてその一方が電	

電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物（電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。）の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 電気通信紛争処理委員会

第一節 設置及び組織

（設置及び権限）

第百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会（以下「委員会

電気通信設備の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

2 第三十五条第三項から第十項までの規定は、電気通信設備の共用について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、同条第三項中「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する」とあるのは「電気通信事業者と協定を締結しようとする」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第一項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 電気通信事業紛争処理委員会

第一節 （同上）

（設置及び権限）

第百四十四条 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委

「という。」を置く。

- 2 委員会は、この法律、電波法及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(委員の任命)

第四百四十七条 委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2・3 (略)

(準用)

第五百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。この場合において、第五百四十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第五百四十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(その他の協定等に関するあつせん等)

第五百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細

員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この法律及び電波法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(委員の任命)

第四百四十七条 委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2・3 (同上)

(準用)

第五百五十六条 前二条の規定は、電気通信設備の共用に関する協定について準用する。この場合において、第五百四十四条第一項及び前条第一項中「接続条件」とあるのは「共用の条件」と、第五百四十四条第一項及び第六項並びに前条第一項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(その他の協定等に関するあつせん等)

第五百五十七条 電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約(第三項において「協定等」という。)の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その

目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第百五十七条の二 電気通信事業者と第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせん

細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。

2 第百五十四条第二項から第五項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。

3 （同上）

4 （同上）

について準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第一百五十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

3| 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4| 第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

(委員会への諮問)

第六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八

(委員会への諮問)

第六十条 (同上)

一 第三十五条第一項若しくは第二項の規定による電気通信設備の接続に関する命令、同条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の接続に関する裁定、第三十八条第一項の規定による電気通信設備の共用に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による電気通信設備の共用に関する裁定、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、第三十九条において準用する第三十八条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百十八

条第一項の規定による卸電気通信役務の提供に関する命令、第二百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 (略)

(適用除外等)

第六百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一 専ら一の者に電気通信役務(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。)を提供する電気通信事業

二 その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信について、第百五十七条の二の規定は、第三号事業を営む者について適用する。

(審議会等への諮問)

条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第二百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第三百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定

二 (同上)

(適用除外等)

第六百六十四条 (同上)

一 専ら一の者(電気通信事業者たる一の者を除く。)に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 (同上)

三 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等

(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 三 (略)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五項、第三十一条第二項ただし書若しくは第四項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第一百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第三項、第百九条第一項から第三項まで又は第一百十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改廃

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第三十条第五項、第三十三条第十三項又は第三十四条第六項の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした

第百六十九条 (同上)

一 三 (同上)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五項、第三十一条第二項ただし書若しくは第四項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項若しくは第五項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第一百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第三項、第百九条第一項から第三項まで又は第一百十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定又は改廃

第百九十一条 (同上)

一 (同上)

二 第三十条第五項又は第三十三条第十三項の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

三者
(略)

三
(同上)

○工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 本法ニ於テ工場ト称スルハ営業ノ為物品ノ製造若ハ加工又ハ印刷若ハ撮影ノ目的ニ使用スル場所ヲ謂フ ②営業ノ為電気若ハ瓦斯ノ供給又ハ電気通信役務ノ提供ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス営業ノ為放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）ニ謂フ基幹放送又ハ一般放送（有線電気通信設備ヲ用ヒテテレビジョン放送ヲ行フモノニ限ル）ノ目的ニ使用スル場所亦同ジ	第一条 （同上） ②営業ノ為電気若ハ瓦斯ノ供給又ハ電気通信役務ノ提供ノ目的ニ使用スル場所ハ之ヲ工場ト看做ス営業ノ為放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）ニ謂フ放送（委託シテ其ノ放送番組ヲ放送セシムルコトヲ含ム）又ハ有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）ニ謂フ有線テレビジョン放送ノ目的ニ使用スル場所亦同ジ

改 正 案	現 行
第二十八条 厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。</u>	第二十八条 厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。</u>

改 正 案	現 行
（電気通信設備の利用等） 第百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第四号</u>に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関する必要な措置をとることを求めることができる。 2 （略）	（電気通信設備の利用等） 第百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第三号</u>に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関する必要な措置をとることを求めることができる。 2 （同上）

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 三十二 （略）

三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員

三十四 五十九 （略）

六十 電気通信紛争処理委員会の非常勤の委員

六十一 七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
（略）	
（略） 電気通信紛争処理委員会の 常勤の委員	九三八、〇〇〇円
（略）	

現 行

（目的及び適用範囲）

第一条 （同上）

一 三十二 （同上）

三十三 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員

三十四 五十九 （同上）

六十 電気通信事業紛争処理委員会の非常勤の委員

六十一 七十五 （同上）

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
（同上）	
（同上） 電気通信事業紛争処理委員 会の常勤の委員	（同上）
（同上）	

改正案	現行
（政見放送） 第百五十条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五十二条第一項において同じ。）を除く。以下同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の放送設備により、公益のため、その政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならない。 2 候補者届出政党は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、前項の政見の放送のための録音又は録画を無料ですることができる。 3 衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、当該公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の	（政見放送） 第百五十条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の三に規定する中波放送又は同条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の放送設備により、公益のため、その政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならない。 2 （同上） 3 衆議院（比例代表選出）議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、当該公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の

選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。
）は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。

4 第一項の放送に関しては、当該都道府県における届出候補者を有するすべての候補者届出政党に対して、同一放送設備を使用し、当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数（十二人を超える場合においては、十二人とする。）に応じて政令で定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

5 第三項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区（選挙区がないときは、その区域）のすべての公職の候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数）を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 前各項の放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、総

選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等。第五項において同じ。
）は、政令で定めるところにより、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の紹介を含む。以下この項において同じ。）を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し又は録画し、これをそのまま放送しなければならない。

4 （同上）

5 （同上）

6 前各項の放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、総

務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、定める。

この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院（比例代表選出）議員の選挙における参議院名簿届出政党等の放送に関しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

（政見放送における品位の保持）

第百五十条の二 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第一項又は第三項に規定する放送（以下「政見放送」という。）をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。

（経歴放送）

第百五十一条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、日本放送協会は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称）、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2 前項の放送の回数は、公職の候補者一人について、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつてはラジオ放送によりおおむね十

務大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、定める。

この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院（比例代表選出）議員の選挙における参議院名簿届出政党等の放送に関しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

（政見放送における品位の保持）

第百五十条の二 （同上）

（経歴放送）

第百五十一条 （同上）

2 （同上）

回及びテレビジョン放送により一回、その他の選挙にあつてはラジオ放送によりおおむね五回及びテレビジョン放送により一回とする。ただし、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。

3 参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事選挙においては、前二項に定めるもののほか、日本放送協会及び基幹放送事業者は、政令で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放送を行う際にテレビジョン放送による経歴放送をするものとする。

（選挙放送の番組編集の自由）

第百五十一条の三 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第百三十八条の三の規定を除く。）は、日本放送協会又は基幹放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

（選挙運動放送の制限）

第百五十一条の五 何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。

3 参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事選挙においては、前二項に定めるもののほか、日本放送協会及び一般放送事業者は、政令で定めるところにより、テレビジョン放送による政見放送を行う際にテレビジョン放送による経歴放送をするものとする。

（選挙放送の番組編集の自由）

第百五十一条の三 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第百三十八条の三の規定を除く。）は、日本放送協会又は一般放送事業者が行なう選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

（選挙運動放送の制限）

第百五十一条の五 （同上）

(あいさつを目的とする有料広告の禁止)

第百五十二条 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。次項において「公職の候補者等」という。）及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（次項において「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。次項において同じ。）内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。次項において同じ。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載させ、又は放送事業者（放送法第二十六条に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。）の放送設備により放送をさせることができない。

2 何人も、公職の候補者等又は後援団体に対して、当該選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに有料で掲載させ、又は放送事業者の放送設備により有料で放送をさせる

(あいさつを目的とする有料広告の禁止)

第百五十二条 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。次項において「公職の候補者等」という。）及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（次項において「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。次項において同じ。）内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつ及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。次項において同じ。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載させ、又は一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。次項において同じ。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。次項において同じ。）の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。）の業務を行う者の放送設備により放送をさせることができない。

2 何人も、公職の候補者等又は後援団体に対して、当該選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに有料で掲載させ、又は一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、

ことを求めてはならない。

(選挙期日後のあいさつ行為の制限)

第七十八条 何人も、選挙の期日(第百条第一項から第四項までの規定により投票を行わないこととなつたときは、同条第五項の規定による告示の日)後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。

一 三 (略)

四 第百五十一条の五に掲げる放送設備を利用して放送すること。

五 七 (略)

(選挙放送等の制限違反)

第二百三十五条の四 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百五十一条の三ただし書の規定に違反して選挙の公正を害したときは、その放送をし又は編集をした者
- 二 第百五十一条の五の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者

(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)

有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者の放送設備により有料で放送をさせることを求めてはならない。

(選挙期日後のあいさつ行為の制限)

第七十八条 (同上)

一 三 (同上)

四 (同上)

五 七 (同上)

(選挙放送等の制限違反)

第二百三十五条の四 (同上)

(あいさつを目的とする有料広告の制限違反)

第二百三十五条の六 第二百五十二条第一項の規定に違反して広告を掲載させ又は放送をさせた者（後援団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第二百五十二条第二項の規定に違反して、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）又は後援団体の役職員若しくは構成員を威迫して、広告を掲載させ又は放送をさせることを求めた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（人気投票の公表の禁止違反）

第二百四十二条の二 第三百十八条の三の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつてはその編集を実際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつてはその編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

（衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）

第二百六十三条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する次に掲げる費用は、国庫の負担とする。

一〇八 （略）

九 第二百五十条及び第二百五十一条の規定による放送に要する費用
十〇十二 （略）

第二百三十五条の六 （同上）

2 （同上）

（人気投票の公表の禁止違反）

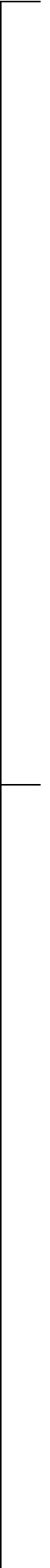
第二百四十二条の二 （同上）

（衆議院議員又は参議院議員の選挙管理費用の国庫負担）

第二百六十三条 （同上）

一〇八 （同上）

九 （同上）
十〇十二 （同上）



改 正 案	現 行
（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例） 第三百四十九条の三 （略） 2ゝ8 （略） 9 日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（土地又は家屋にあつては、土地課税台帳等若しくは家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいい、償却資産にあつては、償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下同じ。）の二分の一の額とする。この場合において、当該固定資産税に係る償却資産は、第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、同号の償却資産で放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。 10ゝ34 （略） 附 則 （不動産取得税の課税標準の特例） 第十一条 （略）	（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例） 第三百四十九条の三 （同上） 2ゝ8 （同上） 9 日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（土地又は家屋にあつては、土地課税台帳等若しくは家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいい、償却資産にあつては、償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下同じ。）の二分の一の額とする。この場合において、当該固定資産税に係る償却資産は、第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、同号の償却資産で放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第四十条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。 10ゝ34 （同上） 附 則 （不動産取得税の課税標準の特例） 第十一条 （同上）

2
13 (略)

14 放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

15
23 (略)

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 (略)

2
13 (略)

14 放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する

2
13 (同上)

14 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

15
23 (同上)

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 (同上)

2
13 (同上)

14 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設した同条第二項に規定する

同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設した同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、二分の一）の額とする。

15 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）

附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第五条第一項に規定する有線放送電話業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されること

高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、二分の一）の額とする。

15 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第五条第一項に規定する有線放送電話業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

となつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

16 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、有線テレビジョン放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う者をいい、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者を除く。）で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

17
46
(略)

16 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

17
46
(同上)

改 正 案	現 行
（土地を収用し、又は使用することができる事業） 第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。 一 十五の二 （略） 十六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備 十七 三十五 （略） （事業の認定に関する処分を行う機関） 第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。 一・二 （略） 三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの イ ホ （略） ヘ 日本放送協会が放送事業の用に供する放送設備に関する事業 ト・チ （略）	（土地を収用し、又は使用することができる事業） 第三条 （同上） 一 十五の二 （同上） 十六 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備 十七 三十五 （同上） （事業の認定に関する処分を行う機関） 第十七条 （同上） 一・二 （同上） 三 （同上） イ ホ （同上） ヘ （同上） ト・チ （同上）

改 正 案	現 行
（運送及び通信に関する便宜供与） 第三十四条 （略） 2 総務大臣、電気通信事業者又は基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務に実施することができるように、救護業務に関する通信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。	（運送及び通信に関する便宜供与） 第三十四条 （同上） 2 総務大臣、電気通信事業者、日本放送協会又は一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のものをいう。）は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務に実施することができるように、救護業務に関する通信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

改 正 案	現 行
（有線電気通信設備の届出） 第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 一 有線電気通信の方式の別 二 設備の設置の場所 三 設備の概要 2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備（総務省令で定めるものを除く。）に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。 一 二人以上の者が共同して設置するもの 二 他人（電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの 三 他人の通信の用に供されるもの 3 有線電気通信設備を設置した者は、第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに変更しようとする	（有線電気通信設備の届出） 第三条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 2 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 3 （同上）

するときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。	4 前三項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しない。	一 電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備	二 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備（同法第百三十三条第一項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。）	三 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（第二項各号に掲げるもの（同項の総務省令で定めるものを除く。）を除く。）	四 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの（第二項各号に掲げるもの（同項の総務省令で定めるものを除く。）を除く。）	五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの
4 （同上）	一 （同上）	二 （同上）	三 （同上）	四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの		

改 正 案	現 行
（特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例） 第七十一条の十六 課税時期において特定の放送用施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者</u>（日本放送協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）<u>第三条に規定する放送大学学園を除く。</u>）又は放送法<u>第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者</u>が有する同条第二十二号に規定する放送局に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）<u>第二条第四号に規定する無線設備で政令で定めるものをいう。</u>）の用に供されている土地等のうち専ら当該特定の放送用施設の用に供されている土地等として政令で定めるものについては、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の七から第七十一条の十二までの規定に該当するものを除き、同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。 2・3 （略）	（特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例） 第七十一条の十六 課税時期において特定の放送用施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号の三に規定する一般放送事業者</u>が有する同条第三号に規定する放送局に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）<u>第二条第四号に規定する無線設備で政令で定めるものをいう。</u>）の用に供されている土地等のうち専ら当該特定の放送用施設の用に供されている土地等として政令で定めるものについては、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の七から第七十一条の十二までの規定に該当するものを除き、同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。 2・3 （同上）

改 正 案	現 行
（通信設備の優先利用等） 第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。	（通信設備の優先利用等） 第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）に放送を行うこと（同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めることができる。

通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

改正案

現行

（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者、熱供給を受ける者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者、熱供給を受ける者又は鉄道、軌道若しくは有線放送電話の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇六 （略）

一〇六 （同上）

七 （略）

七 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）
（第二条第二項（定義）に規定する有線放送電話業務に係る事業）
八 （同上）

2 前項の内国法人が、各事業年度において同項各号に掲げる事業に係る受益者から当該事業に必要な施設を構成する固定資産の交付を受けた場合において、その固定資産につき、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。	2 (同上)
3 8 (略)	3 8 (同上)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率	
一〇五十三 （略）				一〇五十三 （同上）			
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録				五十四 （同上）			
(一)～(四) （略）	(略)	(略)		(一)～(四) （同上）	(同上)	(同上)	
(五) 電波法第三十八条の二の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円		(五) 電波法第三十八条の二の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	
(六) （略）	(略)	(略)		(六) （同上）	(同上)	(同上)	
五十五～百五十九 （略）				五十五～百五十九 （同上）			

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）					
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率			
一〇五十三 （略）					
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る検査等事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録					
(一)・(二) (略)	(略)	(略)			
(三) 電波法第二十四条の二第一項（検査等事業者の登録）の無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円			
(四)・(六) (略)	(略)	(略)			
五十五 認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は認定放送持株会社の認定					

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）					
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率			
一〇五十三 (同上)					
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録					
(一)・(二) (同上)	(同上)	(同上)			
(三) 電波法第二十四条の二第一項（点検事業者の登録）の無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円			
(四)・(六) (同上)	(同上)	(同上)			
五十五 委託放送事業者の認定又は認定放送持株会社の認定					

(一)	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条第一項（認定）の認定基幹放送事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
(二)	放送法第二百二十六条第一項（一般放送の業務の登録）の登録一般放送事業者の登録又は同法第三百十条第一項（変更登録）の変更登録（同法第二百二十六条第二項第二号の一般放送の種類増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの（これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	登録件数	一件につき九万円
(三)	放送法第一百五十九条第三項（認定）の認定放送持株会社の認定	認定件数	一件につき十五万円

(一) 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第十二条の十三第一項（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
(二) 放送法第五十二条の三十第一項（認定）の認定放送持株会社の認定	認定件数	一件につき十五万円

五十六から五十八まで 削除	
------------------	--

五十六 電気通信役務利用放送事業者の登録	電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三 三条第一項（登録）の電気通信役務利用放送事業者の登録 又は同法第六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第三 三条第二項第二号の電気通信役務利用放送の種類増加に 係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの（こ れらの登録を受けている業務区域の属する都道府県におけ る業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	五十七 有線放送電話業務の許可又は業務区域の拡張の許可 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第一百五十二 号）第三条（業務の許可）の 有線放送電話業務の許可又は 同法第五条第二項（業務区域 の業務区域の拡張の許可）	五十八 有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の 許可
登録件数		許可件数	
一件につき十 五万円		一件につき九 万円	

五十九〜百五十九 (略)	
五十九〜百五十九 (同上)	有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号） 第三条第一項（施設の許可） の規定による有線テレビジョン放送施設の設置の許可
	許可件数
	一件につき十 五万円

改 正 案	現 行
（学校教育番組の放送等） 第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。 2 （略） （送信可能化権） 第九十九条の二 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。 2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の	（学校教育番組の放送等） 第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。 2 （同上） （送信可能化権） 第九十九条の二 （同上）

規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

(著作隣接権の制限)

第百二条 (略)

2ゝ4 (略)

5 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

6ゝ9 (略)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規

(著作隣接権の制限)

第百二条 (同上)

2ゝ4 (同上)

5 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

6ゝ9 (同上)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規

定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。）の信頼性を著しく高めるためのものをいう。 一 電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を	（目的） 第一条 （同上） （定義） 第二条 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 一 電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。又は有線テレビジョン放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。）の役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又

いう。)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。以下同じ。)の役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

二 専ら電気通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、当該線路の保守の作業が容易であるもの

4 (略)

5 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線電気通信設備であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいう。

6 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

7 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業をいう。

(基本指針)

第三条 総務大臣は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、施設整備事業の実施に関する基本的な指

は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

二 (同上)

4 (同上)

5 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいう。

6 (同上)

7 (同上)

(基本指針)

第三条 (同上)

針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業につきそれぞれ定めなければならない。

2／5 （略）

（機構による施設整備事業の推進）

第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入に係る債務の保証を行うこと。

- 二 認定計画に係る次に掲げる施設整備事業においてそれぞれ次に掲げる施設が整備される場合に、その施設の整備に必要な資金の借入れであつて社会資本の整備の促進のために行われる政令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

- イ 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路（光ファイバを用いた線路であつて、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。））、端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、端末系光

2／5 （同上）

（機構による施設整備事業の推進）

第六条 （同上）

- 一 （同上）

- 二 （同上）

- イ （同上）

幹線路に接続されるものをいう。）、光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。）、デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送の方式（以下このイにおいて「デジタル加入者回線伝送方式」という。）における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置であつて、端末設備でないものをいう。）、デジタル加入者回線信号分離装置（デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置であつて、端末設備でないものをいう。）、加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものをいう。）及びケーブルモデム（インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置であつて、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。）

ロ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。）、デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号

ロ
（同上）

三
(略)

に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。) 及び受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものをいう。)

三
(同上)

○身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）
（附則第三十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において「通信・放送役務」とは、電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）及び放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。）の役務をいう。 2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送（放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）において送られる静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。 3 この法律において「字幕番組」とは、テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができ放送番組をいう。 4 この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であつて、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便	（定義） 第二条 この法律において「通信・放送役務」とは、電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）並びに放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。以下同じ。）及び有線放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。）の役務をいう。 2 この法律において「解説番組」とは、テレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）において送られる静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組をいう。 3 （同上） 4 （同上）

の増進に著しく寄与するものをいう。 一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務 二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工 作物を設置する業務 三 解説番組、字幕番組その他の放送番組を制作する業務	一 (同上) 二 (同上) 三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を 制作する業務
---	---

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 この法律において「テレビジョン放送」とは、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第十八号に規定するテレビジョン放送であつて、同条第二号に規定する基幹放送（同条第十三号に規定する衛星基幹放送を除く。）であるものをいう。</u> 2 この法律において「高度テレビジョン放送施設」とは、テレビジョン放送の事業の用に供する施設であつて、次に掲げる設備から構成されるものをいう。 一 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送を行うための電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）<u>第二条第四号に規定する無線設備（これを設置するための建築物、鉄塔その他の工作物を含む。）</u> 二 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の放送番組を制作するための設備（前号に掲げる設備と一体的に設置されるものに限る。） 3 (略)	(定義) 第二条 この法律において「テレビジョン放送」とは、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送であつて、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）<u>第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のもの</u>をいう。</u> 2 (同上) 一 デジタル信号による送信をするテレビジョン放送を行うための電波法第二条第四号に規定する無線設備（これを設置するための建築物、鉄塔その他の工作物を含む。） 二 (同上) 3 (同上)

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。）に関する研究開発であつて通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。 二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。 附 則	（定義） 第二条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 附 則

(業務の特例)

第九条 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域（日本放送協会が放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二十条第五項の規定によりテレビジョン放送（同法第二条第十八号）に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送（テレビジョン放送であつて、放送衛星（同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。）の無線局を用いて行われるものをいう。以下この項において同じ。）によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。）において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2
6
(略)

(業務の特例)

第九条 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域（日本放送協会が放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九条第五項の規定によりテレビジョン放送（同法第二条第二号）の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送（テレビジョン放送であつて、放送衛星（同法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。）の無線局により行われるものをいう。以下この項において同じ。）によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。）において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2
6
(同上)

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第三十三条 登録外国適合性評価機関（電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行う者として同法第三十八条の二の第二項に掲げる事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。）が特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいい、当該登録を受けている区分に係るものに限る。次項において同じ。）について技術基準適合証明（同法第三十八条の二の第二項に規定する技術基準適合証明をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該技術基準適合証明を登録証明機関（同法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関をいう。以下この条において同じ。）がした技術基準適合証明と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者を登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者とそれれみなして、同法第三十八条の七第一項、第三十八条の二十第一項、第三十八条の二十一第一項及び第二項、第三十八条の二十二第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第三十八条の三十第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の七第一項中「登録証明機関」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機	第三十三条 登録外国適合性評価機関（電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行う者として同法第三十八条の二第一項に掲げる事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。）が特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいい、当該登録を受けている区分に係るものに限る。次項において同じ。）について技術基準適合証明（同法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該技術基準適合証明を登録証明機関（同法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関をいう。以下この条において同じ。）がした技術基準適合証明と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者を登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者とそれれみなして、同法第三十八条の七第一項、第三十八条の二十第一項、第三十八条の二十一第一項及び第二項、第三十八条の二十二第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第三十八条の三十第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の七第一項中「登録証明機関」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」と、

関」と、「付さなければならない」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 登録外国適合性評価機関が特定無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について工事設計認証（電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該工事設計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関による工事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第一項、第三十八条の二十九（同法第三十八条の六第三項の準用に係る部分を除く。）並びに第三十八条の三十第二項及び第三項（第一号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の二十八第一項第五号中「登録証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「付さなければならない」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 登録外国適合性評価機関が特定無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について工事設計認証（電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該工事設計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関による工事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第一項、第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十第二項及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の二十八第一項第五号中「登録証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
(定義) 第二条 この法律において、「<u>放送大学</u>」とは、放送大学学園が設置する大学をいう。 2 この法律において、「<u>放送</u>」とは、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第一号に規定する放送（同条第二十号に規定する放送局を用いて行われるものに限る。）</u>をいう。 (目的) 第三条 放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、<u>放送</u>による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。 (業務) 第四条 放送大学学園は、次に掲げる業務を行う。 一 放送大学を設置し、これを運営すること。 二 放送大学における教育に必要な<u>放送</u>を行うこと。 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 放送大学学園は、前項に規定する<u>放送</u>以外の<u>放送</u>を行うことはできない。	(定義) 第二条 (同上) 2 この法律において、「<u>放送等</u>」とは、<u>放送及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第三号の五に規定する委託放送業務</u></u>をいう。 (目的) 第三条 放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、<u>放送等</u>による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。 (業務) 第四条 (同上) 一 (同上) 二 放送大学における教育に必要な<u>放送等</u>を行うこと。 三 (同上) 2 放送大学学園は、前項に規定する<u>放送等</u>以外の<u>放送等</u>を行うことはできない。

(役員) 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、放送大学学園の役員となることができない。 一 国家公務員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。） 二 放送法第三十一条第三項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者 三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第三項各号に掲げる者 2 電波法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者は、放送大学学園の理事となることができない。 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした放送大学学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。 二 第四条第二項の規定に違反して放送を行ったとき。	(役員) 第五条 (同上) 一 (同上) 二 放送法第十六条第三項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者 三 (同上) 2 (同上) 第二十一条 (同上) 一 (同上) 二 第四条第二項の規定に違反して放送等を行ったとき。
---	---

改 正 案	現 行
附 則 （検討） 第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の二の二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	附 則 （検討） 第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（日本赤十字社の自主性の尊重等） 第七条 国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない。 2 国及び地方公共団体は、放送事業者（<u>放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号の放送事業者をいう。</u>以下同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。 （国民に対する情報の提供） 第八条 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。 2 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。	（日本赤十字社の自主性の尊重等） 第七条 （同上） 2 国及び地方公共団体は、放送事業者（<u>放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二の放送事業者その他の放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ。）の事業を行う者をいう。</u>以下同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。 （国民に対する情報の提供） 第八条 （同上） 2 （同上）

(警報の放送)

第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。

(避難の指示等の放送)

第五十七条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が第五十四条第七項(第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合について準用する。

(緊急通報の放送)

第一百条 第五十条の規定は、放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が前条第一項の規定による通知を受けた場合について準用する。

(電気通信設備の優先利用等)

第一百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号

(警報の放送)

第五十条 (同上)

(避難の指示等の放送)

第五十七条 (同上)

(緊急通報の放送)

第一百条 (同上)

(電気通信設備の優先利用等)

第一百五十六条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第三号

に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(準用)

第百八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節（第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。）及び第三節（第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。）、第四十二条、第二章（第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。）、第三章（第八十八条及び第九十三条を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第百四十一条、第百四十三条、第百四十四条、第百四十七条及び第百五十一条から第百五十六条まで並びに第七章（第百六十一条第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害（武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる
---------	--------	--------------------------------------

に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(準用)

第百八十三条 (同上)

第七条第二項	次条第二項	第百八十三条において準用する次条第二項
第十四条第一項	武力攻撃災害	緊急対処事態における災害（武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる

(略)	
(略)	
(略)	人の死亡又は負傷、 火事、爆発、放射性 物質の放出その他の 人的又は物的災害を いう。以下同じ。）

(同上)	
(同上)	
(同上)	人の死亡又は負傷、 火事、爆発、放射性 物質の放出その他の 人的又は物的災害を いう。以下同じ。）

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）
（附則第三十九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2ゝ4 （略） 5 この法律において「通話可能端末設備」とは、携帯音声通信端末設備であつて携帯音声通信役務の提供に利用されている電気通信回線設備（電気通信事業法第九条第一号に規定する電気通信回線設備をいう。）に接続され通話が可能なものをいう。 6 （略）	（定義） 第二条 （同上） 2ゝ4 （同上） 5 この法律において「通話可能端末設備」とは、携帯音声通信端末設備であつて携帯音声通信役務の提供に利用されている電気通信回線設備（電気通信事業法第九条に規定する電気通信回線設備をいう。）に接続され通話が可能なものをいう。 6 （同上）

改 正 案

現 行

（国民投票に関する放送についての留意）

（国民投票に関する放送についての留意）

第百四条 放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第百四条 一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二

第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
第三条に規定する放送大学学園をいう。第百六条第一項において同じ。）を除く。次条において同じ。）は、国民投票に関する放送については、放送法第四条第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第百六条において同じ。）
、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）
、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者又は電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者（次条において「一般放送事業者等」という。）
は、国民投票に関する放送については、放送法第三条の第二項の規定の趣旨に留意するものとする。

（投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限）

（投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限）

第百五条 何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

第百五条 何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、一般放送事業者等の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

（国民投票広報協議会及び政党等による放送）

（国民投票広報協議会及び政党等による放送）

第百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。）のラジオ放送又はテレビジョン放送（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。

2・3 (略)

4 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び基幹放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

5・7 (略)

8 第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議の上、定める。

第百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法第二条第二号の三に規定する中波放送又は同条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。

2・3 (同上)

4 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

5・7 (同上)

8 第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う一般放送事業者と協議の上、定める。

○放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）（附則第四十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （検討） 第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法<u>第二十</u>条第一項第五号に規定する協会国際衛星放送、新放送法<u>第百四十七</u>条第一項に規定する有料放送、新放送法<u>第百五十二</u>条第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法<u>第九十八</u>条第二項に規定する認定基幹放送事業者の地位の承継及び新放送法<u>第百六十</u>条に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 （略）	附 則 （検討） 第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法<u>第九</u>条第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送法<u>第五十二</u>条の四第一項に規定する有料放送、新放送法<u>第五十二</u>条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務、新放送法<u>第五十二</u>条の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新放送法<u>第五十二</u>条の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 （同上）

改 正 案	現 行
附 則 （検討） 第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	附 則 （検討） 第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第一款 設置（第八条） 第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二） 第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条） 第三款 国地方係争処理委員会（第十八条） 第四款 電気通信紛争処理委員会（第十九条） 第五款 電波監理審議会（第二十条） 第六款 独立行政法人評価委員会（第二十一条） 第三節（略） 第四節（略） 第四章（略） 附則 （所掌事務） 第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	目次 第一章（同上） 第二章（同上） 第三章（同上） 第一節（同上） 第二節（同上） 第一款（同上） 第一款の二（同上） 第二款（同上） 第三款（同上） 第四款 電気通信事業紛争処理委員会（第十九条） 第五款（同上） 第六款（同上） 第三節（同上） 第四節（同上） 第四章（同上） 附則 （所掌事務） 第四条（同上）

一〇六十五 (略)

六十六 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。

六十七〇九十九 (略)

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第四款 電気通信紛争処理委員会

第十九条 電気通信紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第五款 電波監理審議会

第二十条 電波監理審議会については、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

一〇六十五 (同上)

六十六 (同上)

六十七〇九十九 (同上)

第八条 (同上)

2 (同上)

国地方係争処理委員会

電気通信事業紛争処理委員会

電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第四款 電気通信事業紛争処理委員会

第十九条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第五款 (同上)

第二十条 電波監理審議会については、電波法、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する

法律（昭和二十六年法律第百三十五号）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。